

平成20年度重点提案・要望書

福 井 県

福井県政の推進につきましては、日ごろから格段の御配慮、御支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

今、我が国においては、経済のグローバル化、急速な少子高齢化、本格的な人口減少の時代を迎え、地域間格差が深刻な課題として浮き彫りとなっています。

一方、地方が創意と工夫による住民本位の施策を展開できるよう、国と地方の役割分担を明確にしながら地方の権限と責任を大幅に拡大するための「地方分権改革」が進められています。

こうした中で、本県においては、

○元気な社会、○元気な産業、○元気な県土、○元気な県政の4つのビジョンにより、県民の「暮らしの質」を高め、ふるさとに誇りを持てる地域づくりを目指した県政の推進に全力で取り組んでいるところであります。

次に掲げた事項は、いずれも、地域間格差の解消と本県活性化のために必要不可欠な重点提案・要望事項でありますので、平成20年度政府予算編成に当たりまして、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

平成19年7月

福井県知事

西川一誠

平成20年度重点提案・要望項目一覧

緊急最重点事項

●地方分権改革の推進について	1
●「ふるさと貢献」の促進について	5
●北陸新幹線の早期全線建設について	9
●高規格幹線道路の早期建設について	11
●原子力発電所の安全確保対策について	13
●原子力発電所の立地に伴う地域振興の充実について	17

重点事項

1 子どもの毎日の教育環境等の充実について	21
2 少子化対策の推進について	27
3 「健康長寿」の推進について	31
4 障害者の自立支援の強化について	37
5 県民の安全確保のための危機対策について	39
6 産業人材の育成について	43
7 力強い農林水産業の展開について	45
8 社会資本マネジメントの最適化について	49
9 災害に強いまちづくりの推進について	53
10 福井が誇る文化財等の保存・活用について	55
11 地方の政策課題に対応した統計の整備・充実等について	57

省 庁 別 目 次

省 庁 名	提 案 ・ 要 望 項 目	頁
内閣官房	●地方分権改革の推進について	1
	●北陸新幹線の早期全線建設について	9
	●高規格幹線道路の早期建設について	11
	○県民の安全確保のための危機対策について	39
内閣府	●地方分権改革の推進について	1
	●原子力発電所の安全確保対策について	13
	●原子力発電所の立地に伴う地域振興の充実について	17
	○少子化対策の推進について	27
	○「健康長寿」の推進について	31
	○産業人材の育成について	43
	○社会資本マネジメントの最適化について	49
	○災害に強いまちづくりの推進について	53
	○地方の政策課題に対応した統計の整備・充実等について	57
	○子どもの毎日の教育環境等の充実について	21
警察庁	○県民の安全確保のための危機対策について	39
	○子どもの毎日の教育環境等の充実について	21
総務省	●地方分権改革の推進について	1
	●「ふるさと貢献」の促進について	5
	●北陸新幹線の早期全線建設について	9
	●原子力発電所の立地に伴う地域振興の充実について	17
	○子どもの毎日の教育環境等の充実について	21
	○県民の安全確保のための危機対策について	39
	○地方の政策課題に対応した統計の整備・充実等について	57
外務省	○子どもの毎日の教育環境等の充実について	21
財務省	●地方分権改革の推進について	1
	●北陸新幹線の早期全線建設について	9
	●高規格幹線道路の早期建設について	11
	●原子力発電所の立地に伴う地域振興の充実について	17
	○社会資本マネジメントの最適化について	49
	○地方の政策課題に対応した統計の整備・充実等について	57
文部科学省	●地方分権改革の推進について	1
	●原子力発電所の安全確保対策について	13
	●原子力発電所の立地に伴う地域振興の充実について	17
	○子どもの毎日の教育環境等の充実について	21
	○少子化対策の推進について	27
	○障害者の自立支援の強化について	37
	○福井が誇る文化財等の保存・活用について	55
厚生労働省	○子どもの毎日の教育環境等の充実について	21
	○少子化対策の推進について	27
	○「健康長寿」の推進について	31
	○障害者の自立支援の強化について	37
	○産業人材の育成について	43
	○地方の政策課題に対応した統計の整備・充実等について	57
農林水産省	●地方分権改革の推進について	1
○力強い農林水産業の展開について	45	
経済産業省	●原子力発電所の安全確保対策について	13
	●原子力発電所の立地に伴う地域振興の充実について	17
	○社会資本マネジメントの最適化について	49
国土交通省	●地方分権改革の推進について	1
	●「ふるさと貢献」の促進について	5
	●北陸新幹線の早期全線建設について	9
	●高規格幹線道路の早期建設について	11
	○子どもの毎日の教育環境等の充実について	21
	○県民の安全確保のための危機対策について	39
	○社会資本マネジメントの最適化について	49
	○災害に強いまちづくりの推進について	53
	○地方の政策課題に対応した統計の整備・充実等について	57
環境省	○力強い農林水産業の展開について	45
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	●北陸新幹線の早期全線建設について	9
西日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)	●高規格幹線道路の早期建設について	11

緊急最重點事項

地方分権改革の推進について

担当部局 総務部財務企画課、税務課、大学・私学振興課、市町村課、農林水産部、土木部

【提案・要望の内容】

1 地方分権改革の推進方策について

- (1) 国と地方の役割分担を抜本的に見直した上で、地域が自らの責任で決定できるよう、国から地方への権限移譲や国の地方に対する関与・義務付けの廃止・縮小を積極的に行うこと。
- (2) 地方分権改革推進委員会が勧告する具体的な指針に、当事者である地方の意見を反映させること。また、地方分権改革推進計画は、検討の段階から地方の参画のもとに作成すること。
- (3) 地方に関わる事項についての国の政策立案等に関して、国と地方の代表者が対等な立場で協議する「地方行財政会議（仮称）」を設置するなど、地方の意見を反映させる制度を法定化すること。
- (4) 道州制の議論によって地方分権改革を停滞させることなく、着実に第二期地方分権改革を実現すること。

2 分権時代にふさわしい税制の確立について

- (1) 権限の移譲と同時に、国と地方の税制のあり方を抜本的に見直し、地方税財源の充実確保を図ること。
- (2) 国税と地方税の配分を、まずは1：1とするため、偏在性の少ない地方消費税と個人住民税への税源移譲を行うこと。
- (3) 税源移譲に伴い地方間の税源格差が拡大することのないよう、地方法人課税の一部について消費税と税源交換することや、地方消費税の清算基準を見直すなど、是正策を講ずること。

3 地方交付税による必要な地方財源確保の堅持について

- (1) 地方交付税の財源調整機能および財源保障機能を堅持することを明確にし、国が約束した後年度交付税措置の確実な履行をはじめ、地方交付税の必要額を確保すること。
- (2) 地方の固有財源であることを明確にするため、「地方共有税」制度に改め、交付税特別会計への「直入」とし、財源不足に対しては、法定率の引上げで対応すること。また、国の施策の推進に当たっては、国がその財源を確保すること。
- (3) 新型交付税の規模拡大に当たっては、交付税本来の機能を損なうことのないよう、算定方法など地方の意見を聞きながら慎重に検討すること。

4 国庫補助負担金の廃止について

国庫補助負担金は、国家的プロジェクトや災害復旧など特定地域において多額の事業費を要するものを除き、当面、その総件数の半減を目途に廃止（一般財源化）すること。

5 国直轄事業負担金の見直しについて

国直轄事業負担金については、地方公共団体にとって過重な負担増とならないよう事前に十分協議を行うなど、配慮すること。

なお、維持管理費にかかる直轄事業負担金は、地方への負担転嫁であるため、早急にこれを廃止すること。

6 国立大学法人運営費交付金の適正な配分について

運営費交付金については、地方の国立大学が担う人材の供給、地域産業への貢献等の重要性を踏まえ、これらの基礎を支える基盤的な交付金として、必要額を確実に措置すること。

7 新しい地方公共団体の再生法制について

地方公共団体の再生法制の見直しに当たっては、資金調達時の金利上昇による住民負担の増加や金融機関の貸し渋りによる資金調達への影響などを考慮し、債務調整の導入は行わないこと。

【現状と課題】

○地方分権改革の推進方策

- ・国による過剰な関与・規制を撤廃して地方の自主性と自立性を確保することが必要

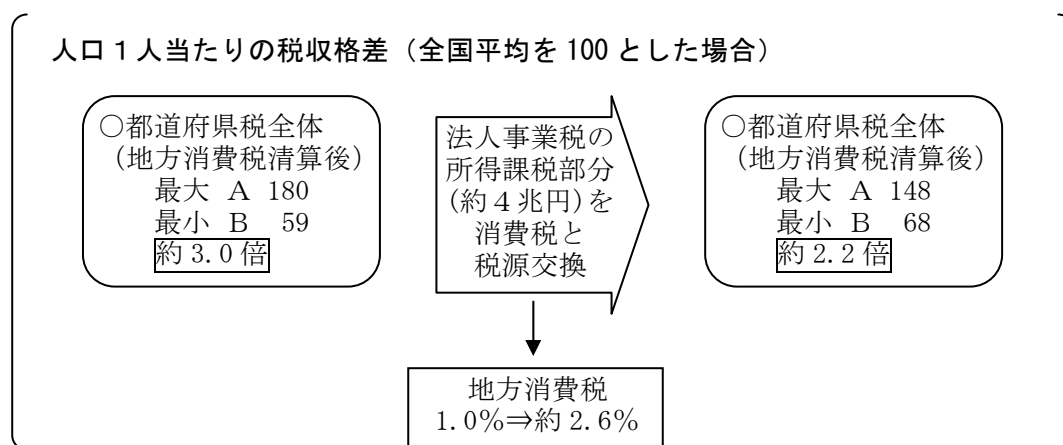
〔国による過剰な関与や規制（例）〕

- ・国が定める保育所、児童館の設置運営に関する基準が、空き施設や小規模施設等における地方独自の設置運営を阻害
- ・国が定める小中学校の設置基準や学級編制の標準が、地域の実情に応じた多様な教育を実践するための地方の自由な判断や創意工夫を制約

○分権時代にふさわしい税制の確立

- ・国と地方の最終支出（国：地方＝2：3）と税収（国：地方＝5.5：4.5）のアンバランスの解消が必要

- 法人住民税と法人事業税の外形標準課税（付加価値割、資本割、外形標準課税相当として収入割の1/4）部分は地方税として存続させつつ、地方と国の間で、所得課税部分と消費税を交換することや、地方消費税について最終消費者の居住地での受益に着目し清算基準の人口ウェートを高める



○地方交付税による必要な地方財源確保の堅持

- 地方交付税の算定方法見直しとして、人口や面積といった簡素な指標による算定が、19年度から3年間に5兆円規模で導入
- 地方交付税は、政策誘導的に交付されるものでなく、また、単純な指標のみによって算定されるものでない。的確な指標により地方の財政需要を適切に反映することが必要

○国庫補助負担金の廃止

地方の改革案の実現状況
地方の改革案 約3.2兆円 ⇒ 実現 約3,893億円（12%）

○国立大学法人運営費交付金の適正な配分

- 運営費交付金の配分については、研究実績に応じた傾斜配分により、地方の国立大学への配分を大幅に削減するシミュレーションが示されている

運営費交付金の約6割が削減された場合
福井大学 約98億円/年 ⇒ 約39億円/年 約59億円の削減

- ・こうした配分方法は、地方の国立大学の地域における役割や経済効果を無視し、地域格差を助長するものである。地方の国立大学が担う人材の供給、地域産業への貢献等の役割が十分果たせるよう、これらの基礎を支える基盤的な交付金として確実に措置することが必要

○新しい地方公共団体の再生法制

- ・債務調整制度（債権放棄）が導入されれば、地方公共団体は民間企業と同じ扱いとなり、資金調達時の金利は上昇し、その負担増は全て住民の税金で賄うこととなる

「ふるさと貢献」の促進について

【提案・要望の内容】

1 「^{ふるさと}故郷寄付金控除」の導入について

生涯を通じた行政サービスと税負担をバランスさせる新しい税制（ライフサイクル・バランス税制）を実現するため、納税者が故郷などの自治体へ寄付を行った場合、これに見合った税額を所得税と住民税から控除する「故郷寄付金控除」を創設すること。

2 移住・交流促進のための国の窓口の一元化について

大都市圏から地方への人口還流を促進し、地域の活性化を図るため、総務省、農林水産省、国土交通省等の関係省庁がそれぞれに設置している移住・交流促進のための窓口を一元化すること。

3 二地域居住の推進について

(1) 二地域居住の住居の新築・改修経費負担を軽減するため、住宅ローン減税制度の適用期限の延長と拡充を図ること。

(2) 二地域居住者への住宅ローン減税の適用にあたっては、両親等との同居およびその居住する地域の周辺に住居を確保するケースについて、一層の減税が図られるよう配慮すること。

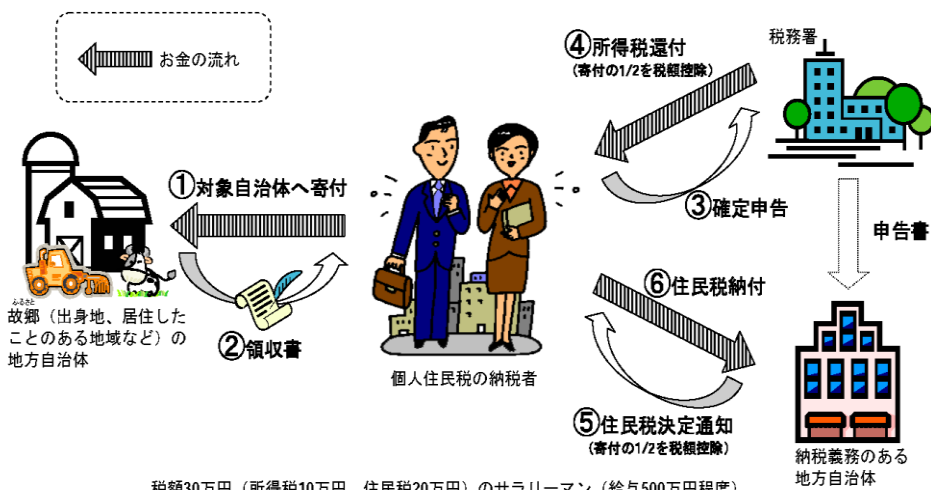
【現状と課題】

○「^{ふるさと}故郷寄付金控除」の創設

- ・地方では、子育て、教育などに多額の財源を用いて人材を育てているが、高校を卒業する年代になると、大都市圏へ人口の流出が起こっており、これがわが国の活力を支えている
- ・しかし、このような状況が続けば、地方では優秀な人材を育てる財源が枯渇し、中央で活躍する人材が育たなくなり、わが国は衰退する
- ・「故郷寄付金控除」は、納税者自らが寄付先を決めるという我が国で初めて「納税者主権」を制度化するものであるとともに、納税者の税に対する意識も高まり、「真の地方自治」の確立に寄与する

ふるさと
【故郷寄附金控除のイメージと効果】

ふるさと
故郷寄附金控除について



税額30万円（所得税10万円、住民税20万円）のサラリーマン（給与500万円程度）

試案	5万円を寄付 (住民税の25%)	地方自治体(故郷) 【寄付金額】	納税額		
		50,000	国	地方自治体 (住所地)	
			250,000(▲50,000)	75,000(▲25,000)	175,000(▲25,000)

※試案では、寄付金額の全額を税額控除（所得税で1/2、住民税で1/2）するものとして試算している。

<提案のメリット>

- 納税者の負担増がなく、納税者の手間、徴税コストが最小限に抑えられる。
- 納税者の「お世話になった（なりたい）」、「よくなってほしい」など住所地以外への自治体に対する思いを形に表すことができる。
- 納税者の意思を尊重する、いわば「納税者主権」が実現され、税の使い道に対する意識が飛躍的に高まる。
- 行政側の施策競争が活発化し、さらには、納税者が、自主的・自発的にまちづくりなどに大きな役割を担うことにつながる。
- 課税権の帰属を変更することなく、納税者の意思で、国から地方へ、大都市圏からふるさとへソフトな形での税の移転を促進する。
- 故乡寄附金による増収分は地方交付税に影響せず、税の減収分は地方交付税で措置される。

○移住・交流促進のための国の窓口の一元化

- ・「団塊の世代」の中には、生まれ故郷や地方圏へ移住しようとする動きがある

【 アンケート結果
・「50～59歳」の42.5%がふるさと暮らしを希望
出所：NPO法人ふるさと回帰支援センター「ふるさと暮らしに関するアンケート調査」 】

- ・現在、国における移住・交流施策については、複数の省庁が独自に取組方針を掲げ実施しているが、タテ割りを排除し、一元的な支援を行うための体制づくりが必要

【 関係省庁の担当窓口および移住・交流事業
・総務省自治行政局過疎対策室 「都市から主に過疎地域への交流居住の促進」
・農林水産省農村振興局企画部農村政策課 「都市と農山漁村の共生・対流の促進」
・国土交通省国土計画局総合計画課 「二地域居住等の促進」 】

○二地域居住の推進

- ・住居を複数所有することに伴い、住居の新築・改修費用が新たに生じることから、これを軽減することが必要
- ・このため、現行の住宅ローン減税制度の適用期限（平成20年12月31日まで）を延長するとともに、控除額の引き上げによる拡充を図ることが有効
- ・また、「ふるさと貢献」を奨励するため、出身地域や両親の近くに住むことを要件として、さらなる減税を図ることが必要

【 ・全国の二地域居住人口 現在：約100万人→2030年：約1千万人（推計）
出所：国土交通省『二地域居住』の意義とその戦略的支援策の構想 】

北陸新幹線の早期全線建設について

担当部局 総合政策部新幹線建設推進課

【提案・要望の内容】

1 スキーム見直しによる整備の促進について

- (1) 現行スキーム（平成16年12月の政府・与党申合せ）の早期見直しを実現すること。
- (2) 福井駅部について、平成20年度末の確実な完成を図ること。
- (3) 未着工区間となっている敦賀から白山総合車両基地までの工事実施計画の一括認可および早期整備を図るとともに、北陸3県同時期での福井開業を図ること。
- (4) 南越駅、芦原温泉駅部調査について、地元のまちづくりの計画との整合性を図るため、着実に推進するとともに、敦賀駅で所要の調査を実施すること。

2 建設財源の確保等について

公共事業費の重点配分などにより、安定的な事業の実施が可能となる建設財源の確保を図るとともに、地域負担に対し適切な財源措置を講じること。

3 並行在来線の経営支援について

JRから経営分離される並行在来線の経営が成り立つよう、初度開設に対する支援制度の創設および既存補助制度の拡充強化ならびに事業用資産の取得に対する税制上の優遇措置、地方財政措置の充実等の措置を講じること。

【現状と課題】

○整備の促進

- ・北陸新幹線は、全国高速交通体系の根幹を成し、東海道新幹線の代替補完機能を確保するための国家的プロジェクトとして、国家的見地から整備促進が図られるべき路線
- ・小松～南越間の工事実施計画が認可申請（8年3月）されて10年以上経過
- ・福井駅部完成から間を置かず連続して新幹線事業が実施されるよう、整備スキームの早期見直しが必要

本県の状況

- ・福井駅部着工【17年6月～】
平成17～19年度予算累計70億円 平成20年度末完成予定
- ・駅部調査（整備新幹線建設推進高度化等事業）の実施
南越駅 【16年度～】
芦原温泉駅【17年度～】

○建設財源の確保等

- ・公共事業の見直し、削減が行われる中、費用対効果の高い整備新幹線に対しては、事業を積極的に推進するため、建設財源の安定的確保が必要

本県の状況

- ・建設工事試算（15年4月価格 距離按分）

白山総合車両基地・福井間	67km	5,140億円
白山総合車両基地・敦賀間	117km	8,500億円

○並行在来線の経営支援

- ・JRから経営分離された場合、地元が第三セクターで経営を存続することをJR西日本との間で合意
- ・並行在来線継承のための初期投資に対する交付金創設、経営安定を図るための一定期間の財政支援など、地域住民の交通サービスが低下することのないよう、運営主体となる第三セクターへの十分な支援が必要

本県の状況

- ・北陸新幹線に関する連絡協議会への参加【11年度～】
新潟県、富山県、石川県、JR西日本との検討
- ・北陸新幹線県内整備促進会議の開催【17年度～】
沿線市町との調査・研究

高規格幹線道路の早期建設について

担当部局 土木部道路建設課、高規格道路推進課、道路保全課

【提案・要望の内容】

1 中部縦貫自動車道の早期建設について

- (1) 中部縦貫自動車道の全線を「道路整備の中期的な計画」に位置付け、永平寺大野道路および大野油坂道路の整備を促進すること。
- (2) 大野油坂道路（大野市～油坂峠）については、早急に計画を確定させ、1日も早く事業に着手すること。
- (3) 永平寺大野道路（福井市～大野市）については、上志比～勝山間を平成20年度中に開通させるとともに、残る区間の完成目標年次を示し、遅くとも平成28年度までには全線開通を図ること。

2 舞鶴若狭自動車道の早期建設について

- (1) 小浜西～敦賀間の約50kmについて、西日本、中日本の両高速道路株式会社において、1日も早い完成を図ること。
- (2) 敦賀トンネル等の大規模工事については、平成19年度、20年度において確実に進捗を図るとともに、用地買収等に併せて順次、新たな工事に着手し、整備を促進すること。

3 道路整備のための財源確保について

道路特定財源制度の見直しにあたっては、国土の骨格を形成する中部縦貫自動車道等の幹線道路ネットワークの整備など、真に必要な道路の整備を着実に進めるための財源を安定的に確保すること。

【現状と課題】

○中部縦貫自動車道の早期建設

- ・同自動車道は、本県と大都市圏との交流や地域連携の強化を促進し、経済の活性化を図る上で必要不可欠な路線。また、交通渋滞の緩和や、災害・異常気象時における安定した交通路を確保する上でも、早期供用が必要

本県の状況

- ・平成16年の福井豪雨では、道路冠水や土砂崩れ等により、国道158号が2日間にわたり全面通行止め
- ・平成18年豪雪では、北陸自動車道の県内区間において、最長22時間40分に及ぶ通行止めが6回発生
- ・国道158号および416号は、冬季の交通渋滞が慢性化
- ・国道158号の大野市～油坂峠間は、土砂崩れや雪崩等により、通行止めが頻繁に発生。平成18年豪雪では、延べ14日間にわたり全面通行止め

- ・中部縦貫自動車道は、国土の骨格を形成する基幹的な道路ネットワークとして必要不可欠であり、本県にとっても極めて重要な路線であるため、大野油坂道路を含めた全線が、「道路整備の中期的な計画」に組み込まれることが必要

本県の状況

- ・大野油坂道路の希少猛禽類の生息調査完了【平成16年6月】
- ・大野油坂道路のルート帯公表【平成16年12月】
- ・「大野油坂道路環境調査委員会」設立【平成18年2月】
- ・永平寺大野道路「永平寺西永平寺東間」開通【平成19年3月】
- ・永平寺大野道路の用地買収進捗率 87%【平成19年4月現在】

○舞鶴若狭自動車道の早期建設

- ・同自動車道は、本県の大都市圏との交流の促進や経済の活性化を図る上で必要不可欠な路線。また、国家的見地から整備促進が図られるべき路線

整備の意義

- ・北陸自動車道、名神高速道路、中国自動車道と一体となって、北近畿における大環状ネットワークを形成
- ・災害時等における代替・迂回道路、緊急避難道路として機能
(東西日本を結ぶ高速道路網が二重化。沿線の若狭湾沿岸地域には、原子力発電所が15基立地)

本県の現状

- ・小浜西～小浜間の完成【平成23年度予定】
- ・小浜～敦賀間の完成【平成26年度予定】
- ・小浜西～敦賀間の用地買収進捗率 98%【平成19年4月現在】

原子力発電所の安全確保対策について

【提案・要望の内容】

1 安全規制体制の確立について

(1) 相次いで明らかになった過去の臨界事故や国の検査等にかかる不正問題などを踏まえ、国の安全規制体制が全体として、より有効に機能するよう、関係者との意見交換や検証を十分に行い、県民・国民に信頼される実効性の高い規制体制を確立していくこと。

(2) 新しい検査制度については、事業者のために経済性を優先するのではなく、発電所の安全確保を最優先とした制度にするとともに、制度の運用開始までに分かりやすい説明を十分に行い、県民・国民の理解を得ること。

2 耐震安全性について

原子力発電所の耐震安全性については、「平成19年能登半島地震」で得られる知見等も踏まえた上で、新指針に照らして事業者が行う評価結果の妥当性を国として厳正かつ早期に確認し、国自らがその結果を県民・国民に分かりやすく説明すること。

3 国民合意の形成について

(1) 美浜3号機は、事故により長期間停止していた運転を再開したが、引き続き安全を最優先とする姿勢がより一層定着するよう指導監督を徹底し、原子力に対する県民・国民の信頼回復に全力を挙げて取り組むこと。

(2) 原子力発電は、エネルギーの安定供給や地球温暖化対策に貢献しており、こうした原子力の意義、役割等について、国民全体の理解を深めるために、国自らが電力の大消費地を含めて広聴・広報活動を充実・強化するとともに、積極的な情報公開に取り組むこと。

(3) 放射線や原子力を含めたエネルギー問題について、小・中・高等学校における指導の充実や学校教育を支援する制度の充実に取り組むこと。

4 高経年化対策の強化について

高経年化対策の新制度を厳正に運用し、高経年化した発電所の安全確保に万全を期すとともに、国自らがその取組み内容について県民・国民に分かりやすく説明すること。

5 安全性、信頼性の向上について

(1) 品質管理を含めた保守に関する資格制度、教育訓練制度を創設するなど関係者の安全に対する管理水準の向上に積極的に取り組むこと。

- (2) 事故・トラブル発生時の関係自治体への迅速かつ的確な通報を事業者に厳しく指導するとともに、通報義務を法的に位置付けること。

6 「もんじゅ」について

- (1) 原子力政策大綱や原子力立国計画に明記された高速増殖炉サイクル技術開発の意義や「もんじゅ」の位置付けと果たすべき役割について、国自らが分かりやすい広報活動を積極的に推進し、県民・国民の理解を得ること。
- (2) 改造工事後の確認試験や燃料の安全性の問題などについて、積極的な情報公開を行うとともに、プラント全体の安全性が確実に確保されるよう取り組むこと。

7 「ふげん」について

「ふげん」の廃止措置については、安全の確保や放射性廃棄物の適切な処理処分に万全を期すとともに、地元住民の理解を得ながら確実に進めるよう国が責任を持って指導すること。

【現状と課題】

○安全規制体制の確立

- ・北陸電力志賀1号機での臨界事故隠しや日本原電敦賀2号機での国の検査にかかる不正など、最近相次いで事業者の不祥事が明らかになっているが、これらは、原子力発電所に対する立地地域の信頼を根底から揺るがすとともに、地元住民の安全を軽視した極めて重大な問題である
- ・安全を担保するために行われている国の検査において、このような不正がなされていたことは、国の安全規制そのものの信頼を大きく揺るがしている
- ・原子力発電所の安全確保は一元的に国の責任。現行の規制体制が全体として有効に機能しているかについて、関係者との意見交換や検証を十分に行い、実効性の高い規制体制を確立することが必要
- ・国の「検査の在り方に関する検討会」で、平成20年度からの実施を目処として、新しい検査制度の概要が示されている。事業者のために経済性を優先するのではなく、発電所の安全確保を最優先とした制度となるよう検討を進めていくことが重要であるとともに、運用開始までに分かりやすい説明を十分に行い、県民・国民の理解を得ることが必要

○耐震安全性

- ・今般発生した「平成19年能登半島地震」は、志賀発電所の建設に際して想定した海底の断層による地震の規模を上回っていたことから、今回の地震に関して、原子力発電所の耐震設計を解析・評価するとともに、今回の地震で得られる知見を耐震安全性の評価・確認に適切に反映させていくことが必要
- ・原子力発電所の耐震安全性について、県民の関心が非常に高いことから、早急に新耐震指針に照らした既設発電所の再評価を行うとともに、安全審査中の案件について適切に対処することが必要
- ・「残余のリスク」の評価に係る概要および評価結果について、県民・国民の理解が得られるような説明を国自ら行うことが必要

○国民合意の形成

- ・美浜3号機が運転を再開したが、その後もトラブルや不祥事が続いたことから、原子力発電所に対する県民・国民の信頼が揺らいでいる
- ・国は、事業者の安全を最優先とする姿勢が一層定着するよう、その取組みを十分確認し、適切に指導、監督するとともに、立地自治体に十分な説明を行うことが重要
- ・原子力を巡る様々な課題を解決するためには、国民合意の形成が不可欠
- ・特に、原子力発電が供給安定性に優れ、発電の過程で二酸化炭素を排出しないことについて、国民全体の理解を深めることが重要
- ・安全確保のための活動の透明性の確保が重要であり、原子力発電所についての積極的な情報公開が必要
- ・国の教育体系のひとつとして、原子力・エネルギー問題を総合的に判断するための教育を進めることが必要

○高経年化対策の強化

- ・我が国の運転開始後30年以上のプラントは55基中12基で、5年後には22基に増加。また、本県については13基中6基で、5年後には8基に増加（平成19年3月末現在）
- ・国では、高経年化対策検討委員会での検討を踏まえ、技術評価結果等の国への報告の義務化、ガイドラインや標準審査要領の整備が行われ、新制度の運用を開始
- ・高経年化対策を着実に実行していくとともに、県民・国民の理解が得られるよう、分かり易く説明することが重要

○安全性、信頼性の向上

- ・発電所のトラブルや事故の根本原因には、事業者の不十分な保守管理・品質保証体制があることから、品質管理を含めた保修に関する国家資格制度が必要
- ・事故やトラブル発生時の事業者から関係自治体への通報連絡は、安全協定により行われているのが現状

○「もんじゅ」

- ・平成7年12月のナトリウム漏れ事故により県民の間に広がった「もんじゅ」の安全性に対する不安や、事業者の情報公開に関する不適切な対応に対する不信解消が必要
- ・原子力政策大綱や原子力立国計画において、高速増殖炉サイクル技術の研究開発の場の中核と位置付けられたが、県民・国民の十分な理解を得ながら進めていくことが不可欠

○「ふげん」

- ・平成18年11月7日に機構が廃止措置計画を認可申請
- ・今後、廃止措置が進められていくが、安全の確保や放射性廃棄物の適切な処理処分に万全を期すとともに、地元住民の理解が得られるよう積極的に取り組むことが重要

原子力発電所の立地に伴う地域振興の充実について

担当部局 総合政策部地域づくり支援課、総務部税務課、市町村課、産業労働部企業誘致課

【提案・要望の内容】

1 エネルギー研究開発拠点化計画の推進について

- (1) 本県において、高経年化対策や高速増殖炉に関連する国際的な研究が行われるよう、研究体制等の整備や研究機関の集積を促進すること。
- (2) 本県にある原子力関連施設を活用し、中国をはじめアジア諸国からの多数の研究者や技術者を対象とした様々な研修が実施されるよう、受入施設等の整備充実を図ること。
- (3) エネルギー関連技術を活用した製品開発等による早期事業化に向けて、産学官ネットワークの充実を積極的に支援すること。
- (4) 原子力発電所立地地域において、最先端の研究を行う独立行政法人理化学研究所のエネルギー分野や生命科学などの研究部門等を設置すること。
- (5) 地域の特有の課題解決のために、国等の研究機関の研究員が一定期間、地方に出向き、県内の研究機関と共同で研究する特定プロジェクト研究制度を創設すること。

2 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の実施について

- (1) 振興計画のフォローアップ体制を整えるなど、計画に盛り込まれた各種事業を着実に実施すること。また、財政上、金融上および税制上の措置については、財源の特別枠の創設など、新たな具体的支援措置を講ずること。
- (2) 国の補助割合等の特例対象事業および不均一課税の対象業種の拡大などについて、早急に対応策を講ずること。

3 電源三法交付金・補助金制度の改善について

- (1) 自主的、弾力的な交付金活用がより一層図られるよう、制度を改善するとともに、地方における一般財源化に向けた積極的な取組みを行うこと。
- (2) 電気料金割引制度の全県下適用や発電所の完全撤去までの適用期間延長など、電源三法交付金・補助金の拡充を図るとともに、必要な予算を確保すること。

4 原子力発電所立地に伴う税制等の見直しについて

- (1) 電気供給業に対する収入金額課税制度を堅持するとともに、電気供給業の分割基準を、法人の事業活動規模を的確に反映する「発電可能電力量」等に変更すること。

(2) 原子力発電所に関する税法上の償却資産の耐用年数（現行15年）を実際の耐用年数に沿って延長すること。

【現状と課題】

○エネルギー研究開発拠点化計画の推進

- ・さまざまな原子炉が数多く集積する本県の特徴を最大限に活かし、中国をはじめとするアジア諸国、さらには世界から優秀な研究者や技術者が集う人材育成・交流の拠点化を図ることが必要
- ・原子力発電所に集積している幅広い先端的技術を活用し、産学官が連携して新事業の創出を行うなど早期事業化を図るための支援が必要
- ・独立行政法人理化学研究所による大型クラゲからの有用な物質の抽出および本県の県立大学による大型クラゲの研究との共同研究を促進するなど、研究機能の集積を図るため、当該研究所の生命科学等の研究部門を設置することが必要

本県独自の取組み

- ・エネルギー研究開発拠点化計画を策定（17年3月）し、毎年度、計画を着実に進めるため、関係機関の具体的施策を盛り込んだ推進方針を決定【17年度～】
- ・若狭湾エネルギー研究センターにおいて、大学院生等を対象に将来を担う原子力技術者を養成するための「敦賀『原子力』夏の大学」を開催【18年度～】
- ・若狭湾エネルギー研究センターにおいて、原子力に関する各種学会等の誘致を推進【17年度～】
- ・嶺南地域の企業が行う原子力・エネルギー分野での実用化研究や新技術・新製品開発のためのシーズ発掘に係る支援【18年度～】
- ・嶺南地域において、原子力・エネルギーをはじめとする多様な研究開発を促進するため、企業誘致の補助制度に加え、新たに企業の研究開発に対する支援枠を創設【19年度～】

○原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の実施

(1) 財政上、金融上および税制上の措置の新たな具体的支援措置

- ・法に規定する財政上、金融上および税制上の措置については、国の努力規定であるが、特別な道路整備費枠の創設など、具体的な支援策を明確にすることが必要

(2) 国の補助割合等の特例対象事業および不均一課税の対象業種の拡大等

- ・現行では、特例対象事業は、道路、港湾、漁港、義務教育施設に限定。鉄道、通信施設、広域農道等を加えることが必要

- ・現行では、不均一課税の対象業種は、製造業、道路貨物運送業、倉庫業、梱包業、卸売業に限定。旅館業などの業種を加えることが必要

本県独自の取組み

- ・対象事業 197 事業（うち特例措置適用事業 41 事業）
- ・平成 18 年度までに実施した事業 146 事業（うち特例措置適用事業 36 事業）
- ・平成 18 年度までに採択要望箇所は、すべて採択済

○電源三法交付金・補助金制度の改善

- ・平成 15 年 10 月の制度改正により、使途の弾力化等が図られたが、基金の目的変更ができないなど、依然として補助金・交付金としての制約あり
- ・地方分権時代を迎え、地方が自己決定・自己責任の原則のもとに地域経営を行っていくためには、電源三法交付金等の地方における一般財源化等が必要

本県独自の取組み

- ・制度改正後、子育てや障害児支援の福祉ソフト事業など、県民の生活に密着した事業に電源三法交付金等を充当【15 年 10 月～】
- ・原子力と共生する地域の全国的なモデルケースとして策定した「エネルギー研究開発拠点化計画」の推進のための各種施策に電源三法交付金等を充当【16 年度～】

- ・新型転換炉ふげん（運転終了：平成 15 年 3 月）については、研究開発が継続している期間は適用するとしているが、営業炉については否定的。運転終了しても、安全規制が解除される完全撤去までは電源三法交付金等が必要
- ・特別会計の制度改革により、平成 19 年度以降は、一般会計から特別会計に繰り入れる仕組みになり、歳出予算の削減が懸念されることから、電源三法交付金等の拡充を図るための十分な予算を確保することが必要

○原子力発電所立地に伴う税制措置の見直し

- ・現行の収入金額課税に外形標準課税を組み入れる方式に変更することが検討されているが、これは、国民生活を支えている電源立地地域の財政に大きな悪影響を与えることから、現行制度の堅持が必要
- ・現行の分割基準では、新規の設備投資等によって、年度によっては法人事業が大幅に変動し、税収の激変が生じることから、分割基準の見直しが必要
- ・県内には、30 年以上運転している原子力発電所も 6 基存在。償却資産に対して課税する固定資産税の収入は、耐用年数の長さによって左右されるため、実際の耐用年数に沿って延長されることが必要

重点事項

1 子どもの毎日の教育環境等の充実について

担当部局 健康福祉部子ども家庭課、土木部道路保全課、都市整備課、教育庁高校教育課、義務教育課、
スポーツ保健課、文化課、警察本部生活安全部生活安全企画課

【提案・要望の内容】

1 学級編制の標準引き下げによる教員配置について

小中学校の各学年の特性に応じた学級編制ができるよう、学力向上等の教科指導や不登校未然防止等の生徒指導のために本県が独自で実施している「元気福井っ子笑顔プラン」をモデルに、小学校6年生以上の学級編制の標準を36人とするなど、学級編制の標準の見直しを図ること。

2 放課後子どもプランに係る事業の一元化等について

- (1) 放課後における子どもたちの居場所づくり対策を一体的に推進するため、国において所管や事業内容が異なる「放課後児童クラブ(厚生労働省所管)」と「放課後子ども教室(文部科学省所管)」の制度の一元化を図ること。
- (2) 本県が独自で実施している「放課後子どもクラブ」を円滑に推進することができるよう、放課後子ども教室において、責任をもって子どもの指導にあたる専任指導員の設置や学校施設を利用する場合に必要な防犯設備の整備に対する支援措置を講ずること。

3 英語の徹底マスターについて

- (1) 地域の実情に応じ、質の高い英語の授業を実践できるよう、外国語指導助手の勤務時間や採用条件を弾力的に運用できるよう制度を改善すること。
- (2) 子どもへの教授経験や語学指導の実務経験などを有する外国語指導助手を確保するとともに、必要な財源措置の拡充を図ること。

4 世界レベルの科学者による中高生サイエンス教育について

次代を担う中高生に対し、世界の一流科学者が生命、宇宙をはじめとする先端科学分野の講義や実験を行う機会を数多く設けること。

5 食育推進のための学校給食の充実について

食育活動をさらに推進するため、地場産品を使用した学校給食を全小中学校で実現できるよう、地場産食材の調達が容易な単独校調理場施設への支援を拡充すること。また、食物アレルギーの児童・生徒への特別メニューに対応できる専用の調理設備等への支援を拡充すること。

6 キッズ・デザインのまちづくりについて

- (1) 行政と地域住民が、公園・通学路・遊具・街灯等、子どもの視点に立ったまちづくり(キッズ・デザイン)について考え、地域自らがこれを維持・発展させていくモデル事業を創設すること。

(2) 子どもにとって安全・安心なまちづくりの実現のため、地域における自主防犯活動の拠点となる「地域安全安心ステーション」推進事業などの拡充を図ること。

7 学校施設の耐震化の促進について

(1) 小・中学校の耐震化を促進するため、安全・安心な学校づくり交付金の耐震補強工事の補強単価を実態に合わせて引き上げること。

(2) 学校施設の耐震化を計画的かつ確実に実施するため、学校教育施設等整備事業債の充当率および元利償還金に対する後年度交付税措置の地域間格差を解消し、全国同水準とすること。

【現状と課題】

○学級編制の標準引き下げによる教員配置

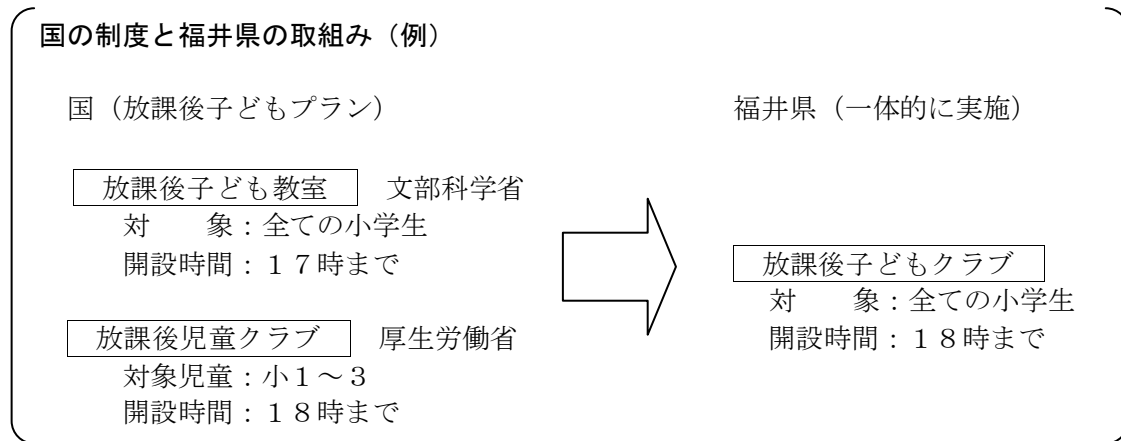
・少人数学級編制を行う場合、国の学級編制の標準である40人を下回る分は、地方が負担

学	年	国の基準	笑顔プラン（県）の考え方	笑顔プラン（県）による基準	19年度実施内容
小学校	1、2年	40人	社会生活上のルール指導が必要 ⇒ 集団生活のための学級規模を維持	学級編制基準40人 非常勤講師の配置、ボランティアの導入	非常勤講師 100人 ボランティア 450学級 教員加配 (国)284人 (県)160人
	3～5年	40人	生活指導から学習指導への移行が必要 ⇒ T・T、課題別・習熟度別指導を実施	学級編制基準40人 T・T、少人数指導の強化	
	6年	40人	学習面での締めくくりが必要 ⇒ 全教科で学級規模を少人数に	学級編制基準36人	
中学校	1年	40人	学力向上と不登校防止が必要 ⇒ 全ての学級規模を少人数に	学級編制基準30人	
	2、3年	40人	個々の進路に応じた学習指導 ⇒ 全ての学級規模を少人数に	学級編制基準36人	

○放課後子どもプランに係る事業の一元化等

(1) 放課後子どもプランに係る事業の一元化

・市町においては、教育委員会と福祉部局との連携が課題



○英語の徹底マスター

- ・現在、国際化推進対策費として、人口170万人当たり外国語指導助手41人分の給与相当額が地方交付税として措置。英語指導の充実を図る上で、さらなる拡充が必要

本県の状況

- ・大学入試センター試験英語リスニングテスト平均点 全国1位（民間機関調査）
- ・「語学指導等を行う外国青年招致事業（JETプログラム）」を活用し、多くの外国語指導助手を配置
- ・外国語指導助手の配置数

19年度	87人
18年度	87人（交付税措置約20人分）

- ・勤務時間や雇用条件など外国語指導助手の活用について、各契約団体の独自の取組みを可能とすることも必要

本県の状況

外国語としての英語教授法の資格を有するもの 5人／87人

○世界レベルの科学者による高校生サイエンス教育

- ・小学校、中学校、高等学校と年齢が上がるにしたがって、理科が好きな児童・生徒の数が減少
- ・新聞社等主催で日本のノーベル賞受賞者による高校生講座が開催されているが、大都市のみでなく、地方都市でもニーズが高い

○食育推進のための学校給食の充実

- ・ 単独調理場では、配送に時間がかからないことや、地場産品の使用が容易であること、食物アレルギー児童・生徒への対応が可能であることなどから、共同調理場に比べて食味に対して高評価

本県の取組状況

単独校調理場（小学校）の保有校 130校（61.6%）／211校

- ・ 地元食材の学校給食への使用率が高い学校は食味の評価が高い

学校名	地元食材の使用率	給食が好きな子どもの割合
粟野南小学校	11.0%	51.6%
有終西小学校	51.0%	81.7%

- ・ 調理場から学校までの距離が近いと食味の評価が高い（同じ調理場での比較）

学校名	調理場までの距離	給食が好きな子どもの割合
美浜東小学校	約 5.6km	46.3%
弥美小学校	約 0.5km	90.5%

- ・ 県内小中学校でアレルギー対応を必要とする児童・生徒数 1,555人（2.1%）

- ・ 「安全・安心な学校づくり交付金」の交付率を見直し、単独調理場施設等の建設推進が必要

○キッズ・デザインのまちづくり

(1) 「キッズ・デザインのまちづくり」の推進

- ・ 子どもの安全・安心に強い関心が集まる中、子どもの視点に立った社会資本の整備が不十分
- ・ 子どもや家族の視点に立ったまちづくりには、地域住民の意識醸成と積極的な参加が求められ、このような地域の取組を支援する仕組みが必要

キッズ・デザインの具体的な例

(安全安心の推進)

- ・ 車道と歩道を完全に分離した安全な通学路や明るい道路の整備
- ・ 外から見えやすく明るい公園への改修
- ・ 子どもの見守り活動に協力する民家や施設（子ども110番の家）への子ども用インターホンの設置
- ・ まちづくり、安全、教育などの分野の専門家で構成するアドバイザーチームの創設と派遣

(「小は大を兼ねる」ことができる施設の改良)

- ・ 商店・コンビニなどにおける子どもカウンターの設置
- ・ ポストなどの公共的な施設を子どもの身長に合わせて改良
- ・ 子どもが利用する地域の施設（公園、公共施設など）における段差の解消

(国における取組)

- ・ キッズデザイン賞の創設、キッズデザインマークの制定（経済産業省）

(2) 安全安心なまちづくり

- ・県と県警察が共同で「福井治安回復プログラム」を策定し、治安対策を展開（平成15年8月～）
- ・本年から新たに「福井治安向上プラン」を策定し、一層の治安対策を展開（平成19年5月～）

本県の状況

- ・刑法犯認知件数 17年8,324件 18年7,422件 (▲902件)
- ・刑法犯検挙率 17年 52.7% 18年 47.8% (▲4.9%)
- ・子どもに対する声かけ事案の認知状況 17年150件
18年180件 (30件増)
- ・「地域安全安心ステーション」推進地区 8地区

○学校施設の耐震化の促進

- ・平成18年度から補強単価が新たに設定されたが、その単価を上回る工事が大半を占めている

補強単価の状況

	国の単価	工事単価 (本県平均)
18年度	24,900 円/m ²	30,600 円/m ²

- ・能登半島地震（平成19年3月25日、M6.9）、福岡県西方沖地震（平成17年3月20日、M7.0）、新潟中越地震（平成16年10月23日、M6.8）など地震防災対策強化地域以外でも大地震が発生しており、充当率、措置率の地域差については、解消することが適当

学校施設の耐震補強事業に対する財政措置

地震防災対策強化地域		その他の地域	
起債充当率	90%	起債充当率	75%
交付税措置	2/3	交付税措置	50%

本県独自の取組み

- ・市町が実施する耐震診断と緊急度の高い棟の耐震補強工事に助成制度を創設し、耐震化の促進を図っている。【平成17年度～】

2 少子化対策の推進について

担当部局 総務部大学・私学振興課、健康福祉部子ども家庭課、産業労働部労働政策課、教育庁高校教育課

【提案・要望の内容】

1 子育て家庭における経済的負担の軽減について

- (1) 子育て家庭に対する経済的支援を図るため、扶養控除を税額控除とするとともに、児童手当の支給対象年齢の拡大など、各種支援制度の再設計を図ること。
- (2) 3人目以降の子どもについて、3歳に達するまでの医療・保育に係る経費を無料化する本県の「ふくい3人っ子応援プロジェクト」をモデルに、3人以上の子どもを持つ家庭への支援制度を充実すること。
- (3) 子育て家庭の教育費に対する将来的な不安を払拭するため、所得制限の緩和等による奨学金制度の充実を図るとともに、3人目以降の子どもについて学費を無料化するなどの支援策を講じること。

2 企業における子育て支援について

- (1) 子育てなど家族と過ごす時間（家族時間）を十分に確保することができるよう、短時間正規社員制度の普及など、男性も含めて柔軟な働き方が選択できる就業環境の整備を図ること。
- (2) 次世代育成支援対策推進法に基づき、「一般事業主行動計画」の策定が義務付けられている対象事業主の範囲を拡大すること。
- (3) 妊娠、出産、育児を理由に退社した従業員の再雇用制度を整備し、従業員がその制度を活用した場合の企業に対する助成制度を創設すること。

【現状と課題】

○子育て家庭における経済的負担の軽減

- ・「予定子ども数」が「理想子ども数」を下回る理由は、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が最も多く、25～29歳の年齢層では83.5%、30～34歳の年齢層では78.7%（第13回出生動向基本調査）
- ・地方公共団体における取組みでは対応できない、税制や社会保障制度等における支援の仕組みづくりが必要

現行税制の子どもの扶養に係る控除額

所得税	38万円	(ただし、16～22歳)	63万円
住民税	33万円	(ただし、16～22歳)	45万円

その他の負担軽減策

- ・医療保険制度の本人負担が3割⇒2割（0歳～3歳未満児のみ）
- ・同一世帯の保育所3人同時入所で、3人目の保育料を1/10に軽減

本県独自の取組み

- ・子どもが3人以上の世帯については、小学校就学前までの乳幼児医療費を無料化【13年度～】
- ・「ふくい3人っ子応援プロジェクト」として、第3子以降の子どもが満3歳に達するまでの間の通常保育料、一時保育料等を原則無料化【18年度～】

(参考)「ふくい3人っ子応援プロジェクト」による第3子が3歳に達するまでの子育て家庭の経済的負担軽減額(試算)

事業名(内容)		軽減額	備考
ふくい3人っ子応援プロジェクト	妊婦健診費無料化事業 (妊婦健診費の無料化)	80,000円	11回健診を受診
	すくすく保育支援事業 (保育所入所児童の保育料無料化)	1,058,400円	福井市の保育料を参考に積算
	保育対策等促進事業 (一時保育・特定保育の利用料無料化)	48,000円	年24回と想定
	すみずみ子育てサポート事業 (一時預かりサービスの利用料無料化)	28,000円	半日×年5回と想定
	病児デイケア促進事業 (病児保育の利用料無料化)	48,000円	年12回と想定
	乳幼児医療費無料化事業 (乳幼児医療費の無料化)	84,000円	1人目から無料
合 計		1,346,400円	

※年収550万円の共働き夫婦で、1歳から保育所に預けたと仮定

- ・子育ての経済的負担が大きい理由として「教育のための費用がかかるから」との回答割合が最も高く、20代から40代へと年齢が上がるにつれて割合が高くなる(平成17年版国民生活白書)

子育て費用(子ども未来財団「子育て家庭の経済状況に関する調査研究」)

2,361万円	内訳	生活費(食費、被服費等)	364万円
(妊娠・出産から21歳まで)		学費・教材費等	1,147万円
		その他必要費用	92万円
		選択的費用(ごっこ、遊び、レジャー等)	758万円

大学卒業まで4年間にかかる学費(入学金・授業料)

国立大学 約243万円、私立大学 約394万円(法・商・経)、約532万円(理・工)

【参考】国立大学ベースで学費無料化(試算)

- ・全国の大学生×第3子以降の割合×学費
603,054人×14.2%×240万円≒2,000億円

本県独自の取組み

- ・福井県奨学育英資金における貸与月額（無利息）

貸与月額	国・公立大学		私立大学	
	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
	42,000 円	48,000 円	51,000 円	61,000 円

○企業における子育て支援

- ・仕事と子育ての両立のための「一般事業主行動計画」の策定は、大企業に比べて取組みが遅れている中小企業への施策の拡充が不可欠

一般事業主行動計画の策定状況（平成19年3月末現在）

雇用する労働者数

301人以上 福井県 100.0%
全 国 99.8%

300人以下 福井県 約 2.1%（12,215社中 253社）
（推計値） 全 国 約 0.4%（1,518,216社中5,736社）

※企業数は平成16年事業所・企業統計調査を使用

本県独自の取組み

- ・子育て支援奨励金【17年度～】
労働者300人以下の企業が、一般事業主行動計画の策定や法の義務規定を超える就業規則等の整備を行った場合等に支給
- ・子育て応援プラスワン宣言企業【18年度～】
従業員の子育て応援の取組を宣言した企業を県が登録・広報
- ・制度融資保証料全額補給、入札参加資格審査時の加点【17年度～】
仕事と子育ての両立支援や父親の子育て支援に意欲的な企業を対象

3 「健康長寿」の推進について

担当部局 健康福祉部長寿福祉課、障害福祉課、医務薬務課、健康増進課

【提案・要望の内容】

1 がん対策の推進について

- (1) 市町村や職域において医療保険者等が実施しているすべてのがん検診の受診実績を、行政と民間が協力して把握するシステムを国において構築し、都道府県の現状比較など、その情報を地方自治体においても活用できるようにすること。
- (2) がんの早期発見・早期治療により医療費の抑制を推進するため、罹患・死亡が増加している「乳がん」、「大腸がん」に関する検診の義務化や検診受診者に対する治療費の優遇など、がん検診受診の誘導策を講ずること。
- (3) 地方において先進のがん治療を提供するため、がん専門医等の養成と地方への派遣体制の整備、技術的手法の共有を進めること。また、全国統一のがん登録システムの整備を促進し、登録情報を病院間で共有するための医療情報ネットワークを構築すること。
- (4) 最先端の医療技術である陽子線がん治療が広く普及するよう、医療スタッフの人材育成・確保に取り組むとともに、多くの人々が治療を受けられるよう、医療保険の適用を進めること。

2 医師および看護職員の確保対策について

- (1) 医師の偏在を解消し、地域医療に従事する医師を確保するため、医師が病院・診療所の管理者となる要件に、へき地医療や周産期医療等への従事経験を追加すること。また、へき地医療拠点病院など地域医療を支えている地方の自治体立病院を診療報酬請求において優遇するなど実効性のある対策を実施すること。
- (2) 医師が不足している小児科、産婦人科等、特定診療科の医師を国において養成・確保し、医師不足地域に派遣するドクタープール制を設けるとともに、医師集約化に地方が取り組むための方策を示すこと。
- (3) 病院勤務医の安定的確保と勤務過多の解消を図るため、診療報酬制度による誘導などにより、かかりつけ医の普及など病院と診療所の機能分化を推進すること。
- (4) 女性の医療従事者が継続して働くことができるよう、院内保育所に対する助成の拡充や職場復帰に対する支援など、就業環境の整備に必要な措置を講ずること。

(5) 都道府県が医師確保に関する施策を立案するに当たり、国が保有する医師届出の個票を閲覧できるようにすること。また、未就業者からも確実に医師届出が提出されるよう、医籍登録と確認するなど必要な措置をとること。

(6) 平成18年度の診療報酬改定で新設された「7:1」看護区分の適用については、看護職員の需給に大きな影響を及ぼすため、病院単位とせず、特に手厚い看護を必要とする病棟単位の算定方式を導入すること。

3 自殺予防対策の推進について

(1) 自殺者や自殺企図者等の動機や背景をもとに効果的な自殺予防対策をとることができるよう、自殺対策の関係機関による個人情報の提供・収集に関し、ガイドラインの作成等の対策を講ずること。

(2) 法定健康診断において、ストレスチェックを義務検査項目にすることにより、中高年のうつ病の早期発見・治療につなげる対策を講ずること。

4 重症神経難病患者への医療サービスの充実について

(1) 筋萎縮性側索硬化症など重症神経難病患者を受け入れる医療機関において、患者への医療サービスを充実強化するため、看護職員を追加配置した場合の費用について、医療保険制度における加算措置を導入すること。

(2) 重症難病患者拠点・協力病院設備整備事業における補助対象医療機器を拡充し、特殊ナースコール等を含めること。

5 介護保険法の改正について

介護保険者に対する市町村の負担の適正化を図るため、介護保険制度における所在地特例を、救護施設や知的障害者更正施設等の福祉施設にも拡大すること。

【現状と課題】

○がん対策の推進

(1) すべてのがん検診実施状況の把握と活用

- ・基本健康診査の実施は、平成20年度から保険者の責務となったが、がん検診については、従来どおり市町村や事業者がそれぞれで実施することとなっており、責任の所在が不明確
- ・保険者等が実施するがん検診については、実施の法的義務や検診実績の報告義務がないことから、詳細な実施状況の把握が不可能

- 各都道府県では、県民全体の詳細ながん検診の実施状況が把握できず、受診の実態を踏まえたがん対策の実施が困難

市町村が実施するがん検診受診率（平成17年度）

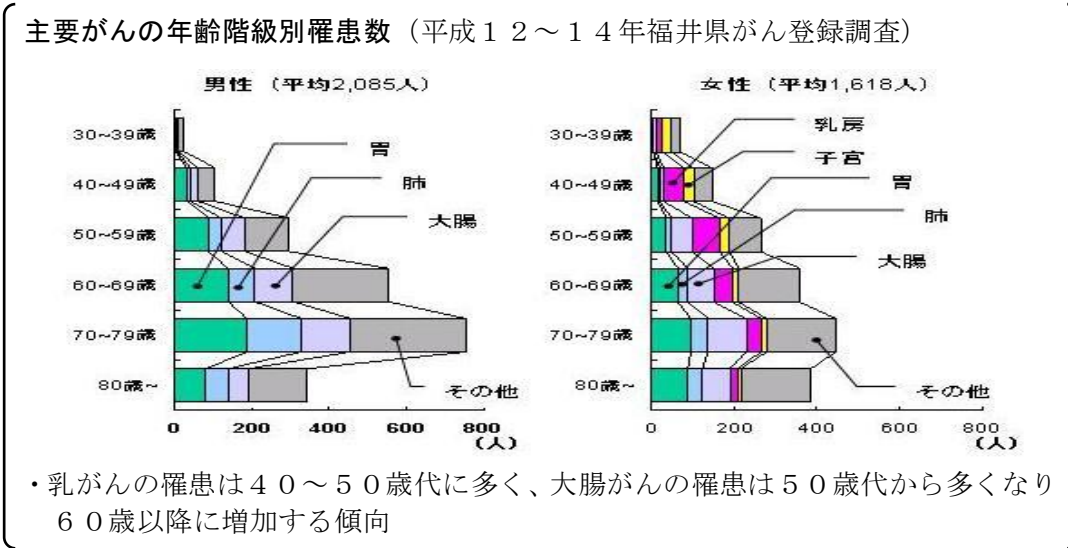
	本県	全国		本県	全国
胃がん	12.7%	12.4%	肺がん	29.2%	22.3%
大腸がん	20.4%	18.1%	子宮がん	19.7%	18.9%
乳がん	19.3%	17.6%			

職域におけるがん検診受診率（本県が独自に推計）

本県では、保健事業を実施している保険者等の協力を得て、平成15年度から実態調査を実施し、職域におけるがん検診の実施状況を把握し、受診率を推計

	15年度	16年度	17年度	15年度	16年度	17年度
胃がん	26.3%	24.5%	29.7%	肺がん	28.2%	27.3%
大腸がん	27.6%	27.0%	32.2%	子宮がん	6.4%	6.2%
乳がん	5.9%	5.9%	10.4%			

(2) がん検診受診の誘導策の実施



(3) がんの先進医療を誰もが等しく受けられる体制の整備

本県独自の取組み

- 福井県立病院が「全国がんセンター協議会」（全国の30の病院で構成）を通じて、国立がんセンターを中心とした調査・研究に参加
- 福井県のがん登録制度は、国の「地域がん登録実施状況調査」で、患者届出率が最も高いなど、最も精度の高い集計・解析を実施。
 - 95.8% 福井県
 - 92.4% 岡山県
 - 以下、80%を超えるのは7県（佐賀県、長崎県、山形県、宮城県、鳥取県、滋賀県、山口県の順）

(4) 陽子線がん治療の推進

- ・現在、本県では、21年度の治療開始をめざして、陽子線がん治療施設を整備中
- ・陽子線がん治療は医療保険が未適用のため、約300万円の治療費は全額患者負担

全国の陽子線がん治療（研究）施設（5施設）

- （国）筑波大学陽子線医学利用研究センター、国立がんセンター東病院、
- （県）若狭湾エネルギー研究センター、兵庫県立粒子線医療センター、静岡県立静岡がんセンター

本県独自の取組み

- ・若狭湾エネルギー研究センターで、これまでに39人のがん患者に対して陽子線治療研究を実施【14年度～】

○医師および看護職員の確保対策

へき地診療所の状況（平成19年度）

- ・県内のへき地診療所13施設のうち常勤医師を置いているのは4施設
- ・自治医科大学卒業医師の派遣 34名の派遣要望に対し、派遣は12名

本県独自の取組み

- へき地医師確保対策事業
総合医養成研修の研修医を毎年2名募集し、県立病院等での研修後、へき地診療所に派遣（平成17、18年度 各2名採用）

県内の医師不足の状況

- ・全病院アンケート（平成18年5月） 130人の不足
- ・うち派遣医師の引き上げ、退職によるもの 60人の不足
（内科23、整形外科6、脳神経外科5、精神科・小児科・産婦人科各3）

[背景]

- ・病院勤務医師(初期研修医除く)の減少 H16：1,151人 ⇒ H18：1,122人
- ・診療所医師の増加 H16：490人 ⇒ H18：524人
- ・女性医師の増加(福井大医学部女性比率) S55：12% ⇒ H19：40%

診療取扱停止等の状況

- H19.3.1 福井総合病院で分娩取扱休止
- H19.4.1 社会保険福井病院で分娩取扱休止
- H19.6.11 公立小浜病院で内科、泌尿器科の初診外来受付停止

※産科施設の分娩取扱休止・廃止

- 平成10～16年度（7年間） 5施設
- 平成17～19年度（3年間） 6施設

- ・患者が病院に集中し、診療所との機能分化が進まない状況を改善するため、病院における紹介、逆紹介による病診連携を診療報酬制度により誘導することが必要
- ・女性医師や看護職員の離職の大きな要因は出産や育児

本県独自の取組み

- 院内24時間保育所等運営支援事業【19年度～】
- 国庫補助の対象とならない延長保育分について県単独で補助
- 夜間保育について国庫補助制度に加えて県単独で補助

- ・医師届出（医師法第6条第3項）による医師免許保有者の就業状況等の情報は、集計後の数値のみが提供されている
- ・都道府県が医療従事者の確保等に関する施策を定める（医療法第30条の12）には、都道府県内の医師の就業状況等に関する基礎資料が必要
- ・未就業の女性医師の数等を正確に把握するため、届出漏れの解消等が必要

○自殺予防対策の推進

- ・個人情報保護法や条例等の制約により、自殺原因の解明のために必要な情報を得ることができず、対策に大きな障害。法律の適用除外を含めたガイドラインの作成等、情報提供・収集に関する環境整備を行うことが必要
- ・近年、自殺者が急増している中高年層への対策を充実するため、労働安全衛生規則に基づく法定健康診断の検査項目にストレスチェックを加えることにより、うつ病の早期発見・治療に取り組むことが必要

本県独自の取組み

- ・精神科医、警察、行政機関、民間団体等で構成する自殺・ストレス防止対策協議会を設置し、県内自殺者の実態を分析し、対策について検討【18年度～】

○重症神経難病患者への医療サービスの充実

- ・重症神経難病患者の受入医療機関は、通常患者の約3倍の看護量が必要であり、受入病棟の看護力の低下やスタッフの精神的・身体的負担が増大
(平成17年福井県立病院におけるタイムスタディ調査の結果)
- ・現行の診療報酬基準で加算が認められているのは、入院基本料および管理料等のみであり、看護職員の追加配置への加算はない
- ・人工呼吸器の装着や、コミュニケーション機能の低下が見られる重症神経難病患者に、的確な医療サービスを提供するためには、補助対象とされていない特殊ナースコール、緊急時アラーム等の整備が不可欠

本県の状況

- ・県内すべての拠点病院(1病院)・協力病院(6病院)に、人工呼吸器、患者監視装置を整備済。うち、4協力病院において当該補助を活用【12～15年度】

○介護保険法の改正（介護保険者の負担適正化）

- ・他の市町村からの救護施設等の福祉施設への入所者が介護保険施設に入所した場合、当該施設所在市町村が介護保険の保険者となる。
- ・他の市町村の住民を受け入れる福祉施設が多く所在する市町村では、財政負担が増加することから市町村間の財政負担の適正化が必要

4 障害者の自立支援の強化について

担当部局 健康福祉部障害福祉課、産業労働部労働政策課、教育庁高校教育課

【提案・要望の内容】

- 1 障害者自立支援法に係る利用者負担軽減の継続的な実施について
障害福祉サービスの利用者負担軽減措置について、平成21年度の制度見直しに当たっては、障害者の経済的状況を十分に検証し、利用者に加重的な負担の増加が発生しないよう配慮すること。
- 2 特別支援教育の推進について
 - (1) 幼児の発達状態の把握および適切な就学指導を行えるよう、医療・保育・教育関係者が協力して5歳児健康診査を実施する体制を整備すること。
 - (2) 小学校あるいは特別支援学校に在籍する障害のある児童が、放課後、地域の子どもと交流活動ができるよう、放課後子ども教室において、障害のある児童の介助等を行う指導員を配置するための支援措置を講ずること。
- 3 障害者の雇用促進について
障害者の雇用を促進するため、企業の指導員等の配置に対する支援など、中小企業の負担軽減措置を図ること。

【現状と課題】

○障害者自立支援法に係る利用者負担の軽減について

- ・ 障害者自立支援法によりサービス利用に対する自己負担が原則1割となったが、障害者に対する急激な負担増を解消するため、19年度および20年度の経過的措置として負担軽減措置を実施
- ・ 21年度の制度見直しの際、再び急激な負担増を障害者に課すことがないよう、障害者の経済的負担の状況を十分な調査を踏まえて検証した上で制度を確立することが必要

(今回の利用者負担軽減に係る経過措置)

対象者	軽減措置の内容
通所・在宅利用者	① 1割負担の上限額の引下げ 現行 2分の1 → 4分の1 ② 軽減対象世帯の拡大 概ね年収600万円の世帯まで
障害児のいる世帯	① 1割負担の上限額の引下げ(通所・在宅利用者) 現行 2分の1 → 4分の1 ② 軽減対象世帯の拡大 概ね年収600万円の世帯まで
入所利用者	工賃が年間28.8万円まで手元に残るよう工賃控除を拡大 現行 月3,000円まで → 月24,000円まで

○特別支援教育の推進

- ・発達障害者支援法において、発達障害の早期発見のため必要な措置を講ずることを規定
- ・3歳児以降に、知的障害等を伴わない学習障害等の判断基準となる行動特徴の発現に気づきやすいことから、就学前（5歳児）健康診査の実施が有効

全国の健康診査の実施状況

- ・すべての乳幼児を対象に市町村が1歳6ヶ月健診と3歳児健診を実施し、発達状況の把握と相談を行う体制を整備

本県における気がかりな幼児に対する取組み

- ・こども療育センターと特別支援教育センターにおいて、発達面で気がかりな幼児の診察および相談に対応

(平成18年度受付人数)	こども療育センター	227人
	特別支援教育センター	706人

○障害者の雇用促進

- ・平成18年6月1日現在の障害者の雇用状況を、法定雇用率を達成している企業の割合でみると、本県は5割、全国では4割程度
- ・現在、ハローワークにおいて、障害者の求人を増やすため、可能な範囲において、一般求人から障害者の求人への転換を促進

障害者の雇用状況（平成18年6月1日現在）

	実雇用率	法定雇用率達成企業割合
福井県	1.91%	51.8%
全国	1.52%	43.4%

※ 56人以上規模の企業は、障害者を1.8%（法定雇用率）以上雇用しなければならない

国の助成制度「グループ就労訓練に係る助成金（職場実習型）」（障害者雇用納付金制度）
 事業主が指導員の支援のもと、特別支援学校の生徒が事業所で就労する実習を行い、常用雇用への移行を促進することについて助成金を支給（支給要件が中小企業にとって厳しい内容となっている。）

支給要件	具体的な内容
指導員の要件 （次に掲げるいずれかの者）	<ul style="list-style-type: none"> ・重度障害者多数雇用事業所または特例子会社において障害者の就労支援に関わる業務を3年以上行った者 ・障害者職業生活相談員資格取得後、障害者である労働者の相談および指導を5年以上行った者 ・職場適応援助者養成研修を終了した者
雇用の要件	・職場実習を受けた障害者を1名以上常用雇用すること

5 県民の安全確保のための危機対策について

【提案・要望の内容】

1 危機管理体制への支援について

- (1) 国民保護計画に基づき、国民保護措置の具体的な運用を平常時から図るとともに、緊急事態における関係機関の連携体制を促進するため、国の関係省庁と地方自治体による広域的な事態も想定した連絡会議を開催するなど地方との連携・強化を図ること。
- (2) 緊急事態発生時においては、事態対処法に基づく事態認定前であっても、現況および見通しに関する情報を、国から地方公共団体に対して、的確かつ迅速に提供すること。
- (3) 津波警報や地震速報、弾道ミサイル発射情報など、対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を住民に瞬時に伝達する全国瞬時警報システム（J-ALERT）について、市町村に対する支援措置を拡充すること。

2 国民保護対策の推進について

事態発生時の最初動体制や避難誘導、武力攻撃災害などを想定して、その対処などを確認・検討するため、共同の国民保護訓練においては、武力攻撃事態（4類型）も想定して早期に実施すること。

3 原子力発電所の警備の強化について

- (1) 本県には原子力発電所15基が集中して立地しており、国において原子力発電所周辺海上における警備を強化するため、優先的な巡視船の整備や人員の配備を行うこと。
- (2) 原子力発電所に対するテロ警戒・抑止対策、原子力防災および国民保護対策等のため、原子力発電所に通じる道路に車両の監視システムを整備するとともに、原子力発電所に対する夜間の監視活動等も行える高解像度のヘリ搭載用テレビカメラシステムを配備すること。

4 海上保安庁による福井空港の航空中継地としての活用について

福井空港を海上保安庁による海難救助、海上警備の航空中継地として哨戒・捜索業務等に活用すること。

5 携帯電話の不感地域解消の推進について

災害時における重要な情報伝達の手段である携帯電話について、トンネル内不感の解消を図るなど地域の実情に応じた効率的なエリア整備を可能とするため、その整備にかかる補助事業を統合し、交付金化すること。

【現状と課題】

○危機管理体制への支援

- (1) 国と地方公共団体との広域的な事態を想定した連絡会議の開催
- ・平成17年度にすべての指定行政機関と都道府県が国民保護計画を作成
 - ・平成18年度は県内のすべての市町が国民保護計画を作成
 - ・近年、世界各地や日本周辺において大規模テロや危機事象が発生しており、広域的に対応を検討する必要がある、国と地方公共団体などが定期的に情報交換を行うことが必要

最近の危機事案等

平成 7年	地下鉄サリン事件
平成13年	米国同時多発テロ、炭疽菌事件、日本近海での不審船事案
平成16年	スペイン同時多発列車爆破テロ
平成17年	ロンドン同時爆破テロ、バリ島同時爆破テロ
平成18年	北朝鮮弾道ミサイル発射事案、北朝鮮地下核実験実施 英国旅客機同時爆破テロ未遂事案、独国鉄道同時爆破テロ未遂事案

国と地方との国民保護に関する情報交換

平成15年	事態対処法参議院地方公聴会（4月 福井市） 事態対処法成立、施行 政府と全国知事との意見交換会（8月、12月）
平成16年	国民保護法成立、施行 国民保護ブロック会議（8月 福井市）
平成17年	ブロック別国民保護セミナー（中部ブロックでは静岡市で開催）
平成18年	全国知事会で「北朝鮮弾道ミサイル発射事案」が話題となる（7月）

本県独自の取組み

- ・福井県国民保護計画策定準備会【16年度】
- ・福井県国民保護マニュアルワーキング【16～17年度】
- ・福井県国民保護協議会【17年度～】
- ・日本海側の近隣府県と国（海上自衛隊、海上保安庁）との危機管理関係機関連絡会議の開催【19年度～】

- (2) 緊急事態発生時における国から地方公共団体への情報提供

- ・平成18年7月の「北朝鮮弾道ミサイル発射事案」では、事態認定前であったことから、国から地方公共団体への情報提供に時間がかかり、また地方公共団体が取べき体制などの情報も少なく、各都道府県での対応が分かれた
- ・緊急事態においては、国と地方公共団体、関係機関が一体となった体制をとり、対処することが必要

(3) 全国瞬時警報システム（J－ALERT）の早期整備・運用

- ・ 県内の多くの市町では、全国瞬時警報システムの早期整備・運用を要望
- ・ 同報無線自動起動機などの整備には、起債措置（防災対策事業債）はあるが市町村の多額の負担が必要。また同報無線の形式によっては、J－ALERTとの接続にさらに多額の経費が必要

○国民保護対策の推進

- ・ これまでの国と地方の共同の国民保護実動訓練は、大規模テロなど緊急対処事態を想定
- ・ 国が基本指針で示した弾道ミサイル攻撃などの武力攻撃事態（4類型）を想定した訓練は未実施
- ・ 県や市町では、国の基本指針にある弾道ミサイル攻撃など武力攻撃事態も想定した国民保護計画を作成し、また市町もあらかじめ避難実施要領のパターンを作成
- ・ その実効性を検証するためには訓練を実施することが必要

本県独自の取組み	
・ 国と共同の国民保護実動訓練を実施（原子力発電所へのテロ攻撃）	【17年11月】
・ 国と共同の国民保護図上訓練を実施（JR駅やガスタンクへのテロ攻撃）	【18年10月】

○原子力発電所の警備の強化

(1) 優先的な巡視船の整備や人員の配備

- ・ 海上保安庁では、不審船事件等を踏まえて、高速高機能巡視船の整備等を進めており、15基の原子力発電所を抱える本県としても、高速高機能巡視船の整備や原発警備に専門的な人員の配置が必要

平成17年10月	柏崎刈羽原子力発電所のテロ対策の強化を図るため、原発警備対策官18名と小型高速艇1隻を配備
平成18年5月	ヘリ甲板付高速高機能大型巡視船の配備…新潟、鹿児島等 高速高機能大型巡視船の配備 …秋田、金沢

(2) 原発テロ等を未然に防止するための監視システムの整備

- ・ 県警察では、テロリスト等の動向を把握するため、総力を挙げて「水際対策」、「重要施設の警戒警備」、「テロ関連情報の収集・分析」等を推進しているものの、現在の体制では、事前動向を漏れなく把握することには限界
- ・ 原発に通じる道路への車両監視システムの整備、高解像度のヘリテレシステム機器の導入による監視活動の強化が必要

○ 海上保安庁による福井空港の航空中継地としての活用

- ・本県には、多くの海水浴場や好漁場があり、海難事故等への備えが必要
- ・また、日本海側に位置するため、不審船や密航問題、海上漂着物等への対応が求められている
- ・航空機による広範囲、長時間にわたる哨戒・捜索業務のためには、県内に航空中継地が必要

福井空港の優位性

- ・定期便が就航していない 1,200mの滑走路を持つジェネラルアビエーション空港であり、発着陸時には定期便による制約なし
※ジェネラルアビエーション=民間航空、軍事航空以外のあらゆる航空活動
- ・福井沖に近く、燃料残を気にせず、現場での長時間の活動が可能
- ・空港内に、事務室や救命機器等の保管場所を準備
- ・パイロットの技能訓練等実施可能

本県独自の取組み

- ・福井空港滑走路の平坦性・舗装強度を確保するとともに保安施設を強化
 平成16年度 滑走路・誘導路・エプロン舗装
 平成17年度 場周柵改修、滑走路端末識別灯更新、貯水槽設置（5箇所）

○ 携帯電話の不感地域解消の推進

- ・携帯電話は、日常生活だけでなく災害時における情報伝達手段として必要不可欠
- ・自動車の不感トンネルの解消のための施設整備施策を拡充するとともに、関係団体に働きかけることが必要
- ・地域の実情に応じた効率的なエリア整備を行うため、「移動通信用鉄塔施設整備事業」と「無線システム普及支援事業補助事業」を統合し、交付金化することが必要

本県独自の取組み

- ・「携帯電話不感地域解消モデル事業」
 不感地域を解消するため、市町が携帯電話事業者に貸与することを目的とした光ファイバを敷設する場合、県が2分の1（上限1,500万円）を補助
 平成18年度実績……26集落

6 産業人材の育成について

【提案・要望の内容】

1 O B人材リクルートシステムの構築について

団塊世代が持つ高度な技能を全国で活用するため、都道府県技能継承等支援センターの全国ネットワーク化を図るなど、必要な人材の送り出し等について効果的なシステムを構築すること。

2 非正規従業員や女性に対する多様な職業能力開発の促進について

(1) フリーターや派遣労働者等の正規従業員への転換促進および子育て終了後の女性等の再就職促進のため、職業訓練バウチャー（職業訓練利用券）など、能力や適性に応じた能力開発制度を創設すること。

(2) 「ジョブ・カード」の導入に当たっては、民間企業や国の教育機関の研修のほか、地方の職業訓練校などの研修も対象にするなど、地方の意見を反映させながら長期的に信頼できる制度とすること。

3 フリーターや派遣労働者の正規従業員化の仕組みづくりについて

フリーターや派遣労働者等を正規従業員として採用した場合の企業への奨励金制度などの仕組みづくりを行うこと。

【現状と課題】

〇〇B人材リクルートシステムの構築について

- ・国では平成18年度から都道府県職業能力開発協会内に「技能継承等支援センター」を設置し、企業OB人材の活用など技能継承に関する総合的な情報提供・総合援助事業を実施
- ・中央職業能力開発協会が中心となり、各都道府県の技能継承等支援センターの全国ネットワーク化による高度技能継承者の相互受入が必要

団塊の世代の労働力人口

【福井県】 36,490人

【全 国】 5,144千人

〇非正規従業員や女性に対する多様な職業能力開発の促進

- ・フリーターや派遣労働者など非正規従業員は、企業内教育訓練を受ける機会が乏しいため、正規従業員へのステップアップやキャリア形成が図れない状況
- ・非正規従業員のキャリア・アップ、賃金の確保や雇用の安定を図るため、正規従業員への転換を目指した職業能力開発を行うことが必要

- ・また、結婚や子育てにより離職した女性については、再就職時に十分な職業キャリアの再形成が必要であることから、就業意欲に応じた職業能力開発を図ることが必要
- ・職業訓練バウチャー制度は利用者が自由に訓練の種類・時間・施設を選択できることから、利用者のニーズに応じた職業訓練を実施することが可能
- ・ジョブ・カードが長期的に信頼できる制度となるためには、民間企業や高専などの教育機関の研修のほか、地方の職業能力開発校などの研修なども対象に加えた職業能力形成プログラムとすることが必要
- ・支援措置に関する手続きを簡素化し、中小企業の参加促進を図るなどの措置が必要

○フリーターや派遣労働者の正規従業員化の仕組みづくり

- ・フリーターや派遣労働者等の非正規従業員は、賃金や福利厚生など、正規従業員と比較すると格差があり、身分が不安定
- ・フリーターや派遣労働者等を正規従業員として採用する企業に対する支援制度はなく、奨励金制度を創設し、正規従業員化を促進

フリーターの状況		
	平成17年	平成18年
福井県	7,700人(6.0%)	8,500人(6.7%)
全国	201万人(9.5%)	187万人(8.9%)

()内はフリーター率

(農林水産省、環境省)

7 力強い農林水産業の展開について

担当部局 安全環境部自然保護課、農林水産部農林水産振興課、食の安全安心課、販売開拓課、農業技術経営課、農畜産課、水産課、県産材活用課、森づくり課、農村振興課

【提案・要望の内容】

1 新たな経営安定対策における積極的な地域支援について

(1) 品目横断的経営安定対策の対象とならない山間地等において、農作業の受委託や農機具レンタルシステム等により農村集落を支える仕組み（アグリサポート制度）に対する支援を行うこと。

(2) 米政策改革推進対策の実施に当たっては、需要調整に積極的に取り組んだ都道府県に明確なメリットが生じるよう、前年度の生産調整の取組結果を当年度の米の需要量算定に的確に反映させるとともに、需給調整を遵守する都道府県の政府米を優先的に販売する施策を講ずること。

2 省庁連携による鳥獣害対策の実施について

鳥獣害の抜本的な対策を図るため、防護柵設置等の局所対策にとどまらず、関係省庁が連携の上、野生動物の適切な頭数調整や、野生動物を里地に近寄りにくくする緩衝帯の整備、奥山での広葉樹の植林など、総合的な対策事業の創設を行うこと。

3 地場産品を活用したフードビジネスの展開について

地場産品の新たな販路として有望な外食・中食産業等への食材供給システム（フードビジネス）を構築するため、市場調査や試作品の開発・加工等を、継続して実施できるよう支援する施策を講ずること。

4 林業の再生に向けた支援について

(1) 集落に隣接した里山林（山ぎわ）の美しさを守り育て、国土の保全機能を高めるため、間伐等の森林整備と集落の活性化を両輪とした総合的な施策を構築すること。

(2) 国の森林行政のあり方の根本的見直しや、組織改革により生じる財源を有効に活用し、地域の自主的な森林整備を進めるとともに、森林整備法人の経営を改善するため、農林漁業金融公庫の無利子融資制度の拡充に加え、過去の借入金元本を圧縮するための新たな措置を講ずること。

5 水産物の流通構造改革の推進

産地卸売市場の統廃合推進による集荷力強化、衛生管理を徹底した市場施設の整備等の水産物の流通力を強化する施策を講じ、水産業の振興を図ること。

6 大型クラゲ対策について

- (1) 大型クラゲの発生海域において、中国・韓国と連携した国際共同調査を実施し発生原因を早期に究明するとともに、日中韓3か国が連携した駆除実施体制を強化すること。
- (2) 日本海周辺における大型クラゲの漂着状況に即応した機動的な駆除が可能となるよう駆除漁具を早期に配備するとともに、関係府県が連携できる駆除実施体制の早期構築を図ること。
- (3) 大型クラゲを資源として有効活用できるよう、国は地方の研究機関等と連携し、積極的に研究・開発を推進すること。

【現状と課題】

○新たな経営安定対策における積極的な地域支援

- (1) 地域の実情を反映した新たな経営安定対策の実施
 - ・増加しつつある耕作放棄地については、地域の実情に応じた作業受委託体制の整備と利用調整により、農地としての活用・集落維持を図ることが重要
 - ・農山漁村活性化プロジェクト支援交付金については、このような地域活性化に資する取組みを幅広く対象にできるよう内容を充実

本県の状況

- ・耕作放棄地の推移

平成12年 約846ha

平成17年 約925ha

- ・組織化が困難で、農業振興の方向性を見出せない集落数

146集落（県内集落の8%）、農地面積で1,271ha（3.5%）

- (2) 米政策改革の推進

- ・平成18年産主食用等水稻については、全国26県で37万トンの過剰作付けが発生したが、このうち平成19年産の都道府県別米の需要量の算定に当たって当該都道府県ごとに控除されたのは7万トンのみ
- ・需給調整を遵守した都道府県の実績を的確に反映するため、過剰作付け分は当該都道府県の需要量から全量控除する仕組みとすることが必要

過剰作付に対する生産調整の状況	
【本県】平成18年産過剰作付	—
【全国】平成18年産過剰作付	37万トン
前年の過剰作付米37万トンのうち7万トンのみが生産量から控除	
前年の過剰作付に対する生産調整率 18.9% (7万トン/37万トン)	

○省庁連携による鳥獣害対策

本県の実施状況		
・鳥獣による農作物被害面積	森林被害面積	農産物被害額（推計）
平成16年 593ha	479ha	約1億円
平成17年 518ha	326ha	約8千9百万円
平成18年 456ha	92ha	約8千4百万円

○地場産品を活用したフードビジネスの推進

- ・事業の計画的・効率的展開を図るためには、食品クラスター展開事業における事業期間を一年から複数年に延長することが必要

本県の取組み（梅クラスターの形成）	
・青梅のピューレを利用した新商品開発	
青梅収穫→ピューレ加工→ジャム加工→商品試作（ジャムパン）	
（一次加工）	（二次加工）（商品）
その他、ゼリー、ドレッシング等での利用	
①梅の収穫は年一回であり、試作の結果を踏まえた商品の改善には次年度を待たねばならない。	
②加工適性の判断や改善を行うには、収穫時期別、加工段階別に糖度や酸味等の多くの分析・検討が必要であり、複数年での計画的な商品開発が必要	

○林業の再生に向けた支援

(1) 山ぎわにおける積極的な間伐推進に対する支援

- ・国の「美しい森林づくり」国民運動に呼応し、本県では第60回全国植樹祭の開催に向け、間伐を中心とした森林整備を推進中
- ・里山林（山ぎわ）においては、森林環境保全整備事業の対象とならない小規模（0.5ha未満）の区域が多く、これらの地域の間伐を推進するためには施行地面積要件の緩和が必要（現在の面積要件は0.5ha以上）

(内閣府、財務省、経済産業省、国土交通省)

8 社会資本マネジメントの最適化について

担当部局 産業労働部商業・サービス業振興課、土木部道路建設課、道路保全課、
 河川課、砂防海岸課、港湾空港課、建築住宅課

【提案・要望の内容】

1 社会資本の適切な整備と維持管理について

- (1) 社会資本の整備に当たっては、国土の骨格を形成する幹線道路やこれと一体となってネットワークを形成する生活道路など真に必要なものに対して集中的に投資するとともに、その将来の維持・管理に対しても必要な財源を確保すること。
- (2) 道路、橋、トンネル等社会資本の老朽化が、今後急速に進むことから、これらの効率的な維持・管理を促進するため、国と地方が連携して総合的な計画を策定するとともに、これに基づき地方が実施する事業への補助制度を創設すること。
- (3) 地震等の自然災害から社会資本を保全し、地域住民の安全・安心を確保するため、危険箇所の点検調査や対策が必要と判断された箇所の保全対策に必要な財源を確保すること。

2 まちづくりの推進について

- (1) 中心市街地活性化基本計画を作成し、意欲的に活性化に取り組む市町に対して、地域の実情に即した取組みであることを十分に勘案した上で、柔軟に基本計画の認定を行うこと。
- (2) オフィス等の業務機能の集積により昼間人口の増加を図り、都市の魅力を高めるため、事業所の立地促進のための支援策を拡充すること。
- (3) 中心市街地の居住人口の減少によるコミュニティ機能の低下を防止するため、住宅取得に対する支援を図ること。
- (4) 長年、維持管理が十分に行われず放置されている街なかの空き家、空きビルなどの情報を、公共機関が一元的に管理するとともに、必要に応じて建替・改修ができるよう、新たな法整備を含めた制度の創設を行うこと。

3 福井港の重要港湾への指定について

地方港湾に指定されている福井港について、外航船入港実績等を踏まえ、アジア諸国をはじめとする世界との経済交流のゲートウェイとしての役割を担えるよう、重要港湾への格上げを行うこと。

【現状と課題】

○社会資本の適切な整備と維持管理

(1) 真に必要な社会資本の整備の推進

- ・本県においては、県土の骨格を形成する高規格幹線道路や隣接県とを結ぶ県際道路などの基幹的な道路やネットワークの完成が未だ不十分

県内の国・県道の改良率【平成17年4月1日現在】

71.8% (全国平均73.4%)

事業箇所の残事業費【平成19年4月現在、事業中の箇所】

約3,000億円 (18年度事業費の約1.2年分)

(2) 維持・管理を促進するための総合的な計画の策定

- ・今後、道路・橋・トンネル等社会資本の老朽化による費用の増加が見込まれるが、計画的な修繕等を実施することで、長寿命化や費用の分散を図ることが可能

(3) 道路防災対策事業の充実

- ・福井県では、急峻な地形や冬期の気象条件等の影響から、道路の法面からの落石や土砂崩れなどが発生しやすい環境であり、通行車両の損壊や乗員の損傷事故が数多く発生
- ・今後、危険箇所の整備の必要性が益々増大し、道路防災対策のための十分な財源の確保が必要

県管理道路の崩壊等による被害状況

平成17年度 発生件数 18件

平成18年度 発生件数 9件

本県独自の取組み

- ・県が管理する国・県道の危険箇所の点検調査【17～18年度】

法面の点検箇所数 3,553箇所

うち要対策箇所 1,034箇所

○まちづくりの推進

(1) 国による基本計画の認定

- ・中心市街地活性化法の改正により、市町村が作成する基本計画は内閣総理大臣の認定が必要
- ・国の「選択と集中」による重点的支援の仕組みが導入されるが、基本計画の認定に当たっては、それぞれの地域の熱意や実情も踏まえて、柔軟に対応していくことが必要

福井市	平成19年 1月	中心市街地活性化協議会を設立
	平成19年 4月	中心市街地基本計画策定委員会から提言
越前市	平成19年 3月	中心市街地活性化プランを決定
	平成19年 4月	中心市街地活性化協議会準備会を設立
大野市	平成19年 4月	中心市街地活性化検討委員会から提言
	平成19年 4月	中心市街地活性化協議会準備会を設立
敦賀市	平成19年 1月～	中心市街地活性化基本計画検討委員会を開催
小浜市	平成18年10月	庁内検討組織を設置

(2) 事業所の立地促進のための支援策の拡充

- ・ 県内主要市町の中心市街地においては、事業所が減少
- ・ 戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業費補助金は、商業あるいはコミュニティの活性化に資するものが対象
- ・ 当該補助金を業務機能の集積についても対象とすることが必要
- ・ 事業所の新設に対して不動産取得税や固定資産税の不均一課税に伴う地方交付税での措置など税制面での支援措置の創設が必要

福井市中心市街地における事業所数の推移

昭和61年	2, 147事業所
平成8年	1, 567事業所
平成16年	1, 203事業所 (対昭和61年比44%減)

(3) 住宅取得に対する支援

- ・ 福井県では、最近10年間で中心市街地の居住人口が大幅に減少
- ・ 現行の住宅支援制度では、中心市街地活性化基本計画の認定を受けた中心市街地において、共同住宅(10戸以上)を供給する事業者に限定
- ・ 中心市街地の居住人口の減少を抑制するため、住宅の取得に対する支援が必要

福井市中心市街地における人口の推移

昭和55年	8, 164人
平成7年	5, 644人
平成17年	4, 453人 (対昭和55年比45%減)

本県独自の取組み

ゆとりと安心の住まい支援事業 (平成18年度 創設)

下記要件を満たす在来木造住宅の取得に対して補助

基礎要件：敷地面積 200 m²以上 バリアフリー性能が一定以上
住宅に使用する木材の体積のうち 40%以上が県産材 等

上質要件：克雪住宅 二世帯住宅 等

補助額：基礎要件適合 40万円 基礎要件+上質要件適合 80万円

(4) 「空き家」、「空きビル」の有効活用

- ・長年、維持管理が十分行われず放置されている「空き家」、「空きビル」などが、再開発事業等のまちづくりを進める上で大きな障害
- ・空き家等の情報を公共機関が一元的に管理し、二地域居住や三世帯近居などのニーズに応じて住みかえの仲介を行ったり、改修等により有効活用していくための新たな法整備の検討が必要

本県独自の取組み

空き家情報バンクの開設（平成18年度 創設）

- ・市町と連携し、市場化されていない空き家の掘り起こしのため、空き家情報バンクを整備
- ・空き家情報を一元化することで既存ストックを有効活用、定住促進施策にも活用

平成18年度空き家登録戸数	130戸
うち、有効活用（成約）戸数	80戸

○福井港の重要港湾の指定について

- ・21世紀はアジアの時代であり、アジアの成長と活力を日本に取り込み、新たな「創造と成長」を実現するため、国では「アジア・ゲートウェイ構想」を取りまとめたところ
- ・背後に大規模な企業団地を有する福井港は、特に北東アジアへの日本海側の玄関口として、敦賀港と並び国の利害に重大な関係を有する港湾として機能しており、今後も取扱貨物量が増加の見込み

福井港に関する最近の状況

- H12. 4. 1 港格見直しにより重要港湾から地方港湾に変更
- H17. 4. 1 関税法上の開港および無線検疫対象港の指定
- H18. 12. 1 福井港の背後にあるテクノポート福井に、国内最大級の規模を有する木造住宅資材製造会社が操業開始

福井港取扱貨物量および外航船入港隻数の推移

	H16	H17	H18
取扱貨物量（千トン）	1,787	1,801	1,953
うち内貿貨物	1,598	1,610	1,719
うち外貿貨物	189	191	234
外航船入港隻数（隻）	78	101	192
うち直接入港	0	51	102
その他	78	50	90

9 災害に強いまちづくりの推進について

担当部局 安全環境部危機対策・防災課、土木部河川課、建築住宅課

【提案・要望の内容】

- 1 足羽川ダムの早期建設について
流域県民の生命財産を水害から守り、安全・安心を確保するため、足羽川ダムの早期建設を図ること。
- 2 浸水・地震被害対策の強化について
 - (1) 被災者生活再建支援金の支給対象を、浸水や地震による半壊・床上浸水を含めたすべての被災世帯の住宅本体の建築・補修費や家財道具に拡大すること。また、所得要件、支給限度額等を被害実態に合わせ見直すこと。
 - (2) 頻繁に発生する内水被害に対応するため、河川整備計画に基づく施設整備に加え、大容量排水ポンプ車の配備など、地域の実情に応じた排水能力を高める施策を支援すること。

【現状と課題】

○足羽川ダムの早期建設

- ・近年、福井豪雨など集中豪雨が多発しており、流域県民の生命財産を水害から守り、安全・安心を確保することが急務
- ・足羽川ダムの早期建設を図るため、関係機関の円滑な調整により、環境アセスメント手続きおよび用地補償関係調査などを速やかに実施することが必要

足羽川ダム計画に関する最近の状況

- H18. 12. 13 九頭竜川水系河川整備計画（案）の公表
- H18. 12. 27 近畿地方整備局、福井県および池田町による第1回「足羽川ダム建設事業推進協議会」の開催
- H19. 1. 17 国、県および町が協力して水没予定関係住民への生活再建対策強化を図るため、巡回相談窓口を開設
- H19. 2. 15 九頭竜川水系河川整備計画の策定・公表
- H19. 3. 14 足羽川ダム建設事業について、環境影響評価法に基づく手続きに着手
- H19. 3. 20 国、水没予定地住民で組織する部子川ダム対策委員会および町は、県を立会人として、「足羽川ダム建設事業に係る調査の実施に関する協定」を締結
- H19. 4. 25 近畿地方整備局、福井県および池田町による第2回「足羽川ダム建設事業推進協議会」の開催

○浸水・地震被害対策の強化

(1) 被災者生活再建支援金の制度拡充

被災者生活再建支援金支給事業の支給限度額（世帯員数が複数の場合）

世帯の収入合計、世帯主の年齢	全壊	大規模半壊
500万円以下の場合（年齢不問）	3,000千円	1,000千円
500万円超 700万円以下 かつ 45歳以上の場合	1,500千円	500千円
700万円超 800万円以下 かつ 60歳以上の場合		

※現行制度は、年齢や所得について制限があるほか、対象とする被害も住宅の「全壊」、「大規模半壊」に限られている。また、「住宅の建築・補修費」は支給の対象となっておらず、「家財道具の購入費等」は、「全壊」のみが対象である。

本県独自の取組み

- 平成16年7月の福井豪雨災害の被災者を支援するため、「被災者住宅再建補助金」を独自に創設

対象となる被害の程度	全壊、半壊、一部破損・床上浸水
対象となる経費	住宅の新築・購入・補修、家財道具購入に係る経費
所得、年齢要件	なし
支給限度額	全壊 4,000千円 (住宅の改築等 3,000千円、家財道具等 1,000千円)
	半壊 2,000千円 (住宅の改築等 1,500千円、家財道具等 500千円)
	一部破損・床上浸水 500千円

※被災者生活再建支援法による支援金の支給があった場合は、当該金額を控除した金額が支給限度額

(2) 地域の排水能力を高めるための施策

- 近年、集中豪雨により、内水被害が頻発に発生しているが、河川施設の整備は、護岸工等の河川改修や排水ポンプ場の整備に長期間が必要
- これらに応急的、機動的に対応する手段として、大容量排水ポンプ車の配備が非常に有効
- 現在、地方自治体が排水ポンプ車を配備する場合は、補助の対象外

18年7月豪雨被害と対応状況

- 芳野川、大森川で内水排除能力の不足により、床下浸水家屋13件など被害が発生
- 国や福井市と協力して可搬式ポンプ車等を設置し、被害を軽減
 - 芳野川：排水ポンプ場
 - 可搬式ポンプ 8台 (0.48 m³/s、県所有3台+業者より借上げ5台)
 - 排水ポンプ車 1台 (0.75 m³/s、国土交通省より借入)
 - 大森川：排水ポンプ場
 - 可搬式ポンプ 5台 (0.30 m³/s、県所有1台+業者より借上げ4台)
 - 消防ポンプ車 2台 (0.04 m³/s、福井市の消防団活動)

10 福井が誇る文化財等の保存・活用について

担当部局 教育庁文化課

【提案・要望の内容】

1 恐竜化石に着目した「ジオ・パーク」について

国内の恐竜化石の8割以上を産出する貴重な地質遺産である白山麓の手取層群一帯がユネスコの提唱する「ジオ・パーク」に認定されるよう国においても支援すること。

併せて、「ジオ・パーク」を通じた観光開発、地域振興、野外教育の充実等に対する支援措置を講ずること。

2 国等が保有する地方の文化財の保存・活用等について

地方で発掘・発見され国等が保有している文化財については、その保存・修理に万全を期すとともに、地方での里帰り展示、地元博物館への移管等により、身近に本物の文化財に触れる機会の拡充を図ること。

【現状と課題】

○恐竜化石に着目した「ジオ・パーク」について

- ・「ジオ・パーク」は、地質学的に重要な地層などを含む一種の自然公園
- ・地質学的な研究とともに、人が利用できる場所として整備し、野外教育の場や新たな観光資源として活かすことを目的
- ・ユネスコの提唱により2004年に世界ジオ・パークネットワークが設立。現在、このネットワークには、ヨーロッパと中国を中心とした50箇所が加盟
- ・このネットワークに加盟するには、ネットワークのガイドラインに基づく審査を受ける必要あるが、国内には加盟申請の窓口が未整備

本県の状況

- ・昭和57年 勝山市北谷でワニ全身骨格発見・採集
- ・平成 元年 第1次福井県恐竜化石調査事業開始
(主に恐竜足跡面を発掘し連続歩行を確認)
- ・平成 6年 フクイサウルス(鳥脚類)の骨格を復元
- ・平成 7年 第2次福井県恐竜化石調査事業実施を決定
(イグアノドン類の化石、恐竜の卵殻化石、幼体標本を発見)
- ・平成12年 フクイラプトル(獣脚類)の骨格を復元
- ・平成19年 第3次福井県恐竜化石調査事業実施を決定

○国等が保有する地方の文化財の保存・活用等について

- ・地方に文化財を収蔵・展示できる施設の少なかった時代には、地方で発掘・発見された文化財の多くが国に寄贈され、それらは独立行政法人国立文化財機構等が保有

- 本県では、本年、継体大王即位1500周年を記念した特別展を予定しており、本県の二本松山古墳出土で独立行政法人国立文化財機構東京国立博物館保有の鍍金冠、鍍銀冠の展示を希望
- これらの文化財は国のみならず地元にとっても大切な宝であることから、保存修理に万全を期するとともに、地元においても活用されることが必要
- 郷土の貴重な本物の文化財について、子どもたちが身近に鑑賞する機会を提供することが重要

(内閣府、総務省、厚生労働省、国土交通省)

11 地方の政策課題に対応した統計の整備・充実等について

担当部局 総務部政策統計課、総合政策部政策推進課、健康福祉部健康増進課
産業労働部観光振興課、企業誘致課

【提案・要望の内容】

1 新たな政策課題に対応した統計の整備・充実について

地方が直面している共通の重要政策課題について、都道府県間の比較が可能となるような新たな統計を整備するとともに、既存統計を充実すること。

2 地方独自統計の支援について

地方が独自に統計調査を実施しようとする場合、独立行政法人統計センターなどと連携して、設計、実施、集計に必要な知識・技術、資料、システムの提供などの積極的な支援を行うこと。

3 統計手続きの簡素化・迅速化等について

地方が新たな統計を実施する場合の届出、指定統計調査の調査票を独自集計しようとする場合の承認申請手続きを簡素化・迅速化すること。

また、国が統計を公表する場合には、地方に対して事前に結果や分析内容を提供し、地方が自由に統計結果の全てを活用できるようにすること。

4 統計調査の民間開放推進のための統計調査員の有効活用について

統計調査の民間開放を推進するため、調査業務を受託した民間事業者が、実査業務を円滑かつ正確に遂行できるよう、現在の統計調査員に必要な研修を行い、調査の指導のため民間事業者に派遣する制度を創設すること。

【現状と課題】

○新たな行政課題に対応した統計の整備・充実

- ・地方分権が進み、国や地方が地域の実情やニーズに応じた施策を推進するための統計情報の重要性がますます高まっているが、必要とするデータが不十分
- ・また、指定統計調査の多くは地方が法定受託事務として実施しているが、地方への調査結果の還元についても不十分
- ・地方が直面している政策課題について、
 - ① 国の統計調査が実施されていない分野
 - ② 国の統計調査は実施されているが、実施周期が長い最新データの得られなかったり、都道府県別の結果が得られなかったりするなど、地方において十分活用できないものが存在

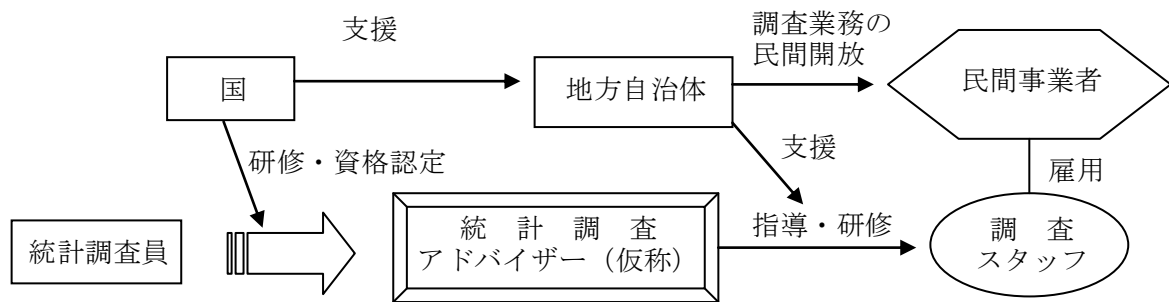
(整備・充実すべき統計)

統計名	担当省庁	提案内容
国勢調査	総務省	<ul style="list-style-type: none"> 都市から地方への人口の還流は、今後重要な課題である。還流の状況を正確に把握するため、定期調査項目として、前の居住地（現行：大規模調査年のみ）と居住地変更の理由を新たに設定すること。
労働力調査	総務省	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県において的確な就労支援策の実施が可能となるよう、全ての調査項目の集計結果を、都道府県ごとに年齢別、職種別等により詳細に公表すること。
宿泊旅行統計	国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> 小規模な宿泊施設の多い本県のような地域では、正確な宿泊者数を把握できないため、調査対象を従業員数10人未満の宿泊施設までの拡大、もしくは、全体の宿泊者数の推計方法の確立を図ること。
（観光客入込数） ※現在なし	国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> 観光客入込数について、都道府県間で数値の比較が可能となるよう統計基準を整備し、国による統一的な調査を実施すること。
（健康長寿） ※現在なし	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> 「健康寿命」は、今後の保健・医療行政を進める上で平均寿命に代わる重要な指標となる。都道府県間で数値の比較が可能となるよう、国において、その定義や基礎となる統計、算定方法を示すこと。
輸出入コンテナ 貨物流動調査	国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> 各港湾の物流動向を正確に把握できるよう、調査実施の間隔（現在は5年ごと）を短縮すること。

○統計調査の民間開放推進のための統計調査員の有効活用について

- ・統計調査の民間開放を実施する際には、受託した民間事業者が地域において優秀な調査スタッフを十分に確保することが精度を維持する上で必要
- ・民間事業者が自ら統計調査員を養成することには、コストがかかり民間開放推進の阻害要因となる
- ・そのため、経験豊富な統計調査員を民間事業者の「統計調査アドバイザー（仮称）」とするための研修を行い、認定制度を創設するなどして統計調査員の経験、ノウハウを積極的に民間事業者へ移転することが必要
- ・併せて、円滑かつ正確な制度の実施に当たり、十分な財政措置を講じること

(統計調査の民間開放に向けた統計調査員活用イメージ図)



本県独自の取組み

- ・県レベルの完全失業率等を把握するため、国の労働力調査の上乗せ調査として「労働状況調査」を実施。平成16年度においては、民間事業者に実査業務を委託して実施【16年度～18年度】
- ・市町において統計調査の民間開放を実施するためには、知事の権限となっている統計調査員の設置等に関する事務を市町長に移譲する必要があるが、そのための条例改正を全国で唯一実施【19年度】

